

日野町議会第2回定例会会議録

令和7年3月11日（第4日）

開会 14時10分

散会 17時39分

1. 出席議員（14名）

1番	錦戸由佳	8番	山本秀喜
2番	福永晃仁	9番	高橋源三郎
3番	谷口智哉	10番	加藤和幸
4番	松田洋子	11番	後藤勇樹
5番	柚木記久雄	12番	中西佳子
6番	川東昭男	13番	西澤正治
7番	野矢貴之	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	堀江和博	副町長	安田尚司
教育長	安田寛次	政策監	河野隆浩
総務主監	吉澤利夫	厚生主監	吉澤増穂
産業建設主監	柴田和英	教育次長	正木博之
企画振興課長	小島勝	交通環境政策課長	大西敏幸
住民課長	杉村光司	福祉保健課長	福田文彦
福祉保健課地域共生担当課長	芝雅宏	子ども支援課長	森弘一郎
農林課長	吉村俊哲	建設計画課長	杉本伸一
上下水道課長	嶋村和典	会計管理者	三浦美奈
学校教育課不登校対応担当課長	赤尾宗一	生涯学習課長	加納治夫
生涯学習課主席参事	岡井健司		

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 園城久志 議会事務局書記 藤澤絵里菜

5. 議事日程

日程第 1 一般質問

5 番	柚木記久雄君
1 0 番	加藤 和幸君
7 番	野矢 貴之君
1 1 番	後藤 勇樹君

会議の概要

－開会 14時10分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、こんにちは。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき順次発言を許可いたします。

5番、柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） それでは、2日目トップバッターを務めさせていただきます。よろしくお願いします。

私は、農業関係につきまして、2題質問させていただきます。それでは、始めさせていただきます。

農業関係、特に日野町での米作りの今後について質問させていただきます。

まず今年度、農業経営基盤強化促進法に基づき、多くの集落で地域農業の将来を話し合う、いわゆる地域計画が話し合われ、そして取りまとめられて、農林課に既に提出済み、もしくはこれから提出されると思います。

先日も、日野町農業委員会の役員様との懇談会があり、その中で、5年後すら不安だが、10年後になると全然見当がつかないという声が上がっていました。私の所属する地元の農事組合法人でも作業の中心は65歳から75歳の方であり、この層に多くのメンバーが集まっていますが、下の年代を見ても、50歳未満のメンバーが皆無である状態です。これは、農業だけではなく自治会の構成メンバーでも言えることですが、定年の延長とともに、集落内で動ける人が減少しています。不安になるのはもっともです。

そこで、まず現状からお尋ねします。

1番、現時点の米作りをされている農業経営体の数は、日野町においてどれくらいおられるのか伺います。個人の認定農家さん、農事組合法人、集落営農組合、担い手以外の個人等にグループ分けして報告を求めます。

2番、今般提出された地域計画や、これから出されるであろう地域計画を踏まえると、5年後、10年後には、先ほどの1番で報告された経営体の数はどのように推移することになるか、町の見積りを伺います。

3番、今後、日野町の圃場は、一般論では、担い手農家や農事組合法人等への農

地の集積が進むのがベター、もしくはベストかなと思われませんが、他方で、耕作放棄地の増加も考えられなくもありません。現時点での地域計画から想定される、上記におけるグループごとの耕作面積の比率はとなるとお考えでしょうか。また、農林課として提出された地域計画を完成させ、現場で実行に導くために、どのように推進されていかれるのでしょうか、お伺いします。

4番、日野町のお米は味もよく、競争力もあると私は考えておりますが、近江日野米として、農協とタイアップして、町もさらにアピールしてはどうでしょうか。

5番、日野のお米は、都市部で販売しても十分な競争力があると思いますが、日野町内の住宅団地の方や集合住宅にお住まいの方への町内産米の購入は進んでいるのでしょうか。町内で消費されるお米の自給率は調査されていますか。町内外で日野町産米を分かりやすく購入する仕組みも必要ではないでしょうか。

6番、令和の米騒動から小売価格が高騰しています。しかし、生産者から見た売渡価格は適正になってきました。私は、新潟の魚沼産コシヒカリのように、ブランド化を目指すのも米作りの選択肢だと考えています。農林課の考えを伺います。

議長（杉浦和人君） 5番、柚木記久雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） それでは、本日もよろしくお願いします。

ただいまは、5年後、10年後の日野町の米作りについてご質問を頂きました。

1点目の米作りをしている農業経営体数については、毎年の営農計画書から、認定農業者等が約50経営体、農事組合法人は9経営体、集落営農組織は約10経営体、それ以外の個人農家は約800経営体となっております。

2点目の地域計画を踏まえた経営体数の推移については、集落の話し合いの中で、5年後は現状維持か緩やかに減少し、それ以降は大きく減少するとの見方が多くを占めており、町も同様に推移するのではないかと考えております。

3点目の農業経営体ごとの耕作面積比率については、認定農業者と集落営農法人等が微増、個人農家は微減というように変化するのではないかと考えます。また、地域計画の推進については、継続的に農業者の意向や状況等を話し合い、随時、調整や変更することで完成度を高めていきたいと考えています。

4点目の日野町産のお米のアピールについては、近江日野米としてJA管内で広域的に取り扱うことは現状では難しいと聞いております。一方、JAが米や食品等の販売事業者と栽培方法や出荷数量等の条件を交渉し、成立すれば、近江日野米を販売できる可能性があると同っており、事業者との調整をお願いしているところです。

5点目の町内での米の購入や消費、自給率については、縁故米での直接販売と合わせ、近江米として京阪神中心に販売されているものが非常に多くなっており、販

売者も複数となっていることから、しっかりと把握できるものがありません。日野町産米を分かりやすく購入する仕組みについては、今後、PRも含め、研究をしてまいります。

6点目のブランド化については、様々な消費者ニーズがあり、それに合ったものを生産し、ブランド化していくことが大切です。環境に配慮した栽培方法によるものや銘柄によるものなど、様々な視点で研究することが必要と考えております。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 詳しい回答ありがとうございました。

1番目のところで、現在の農業従事者、また団体の数をお答えいただきました。また、2番目のところで、経営体の数から、今般の地域計画や農林課の見立てをお答えいただきました。そして、3番目のところでは、経営体別の耕作面積比率を予想していただきました。これを踏まえて、再質問3件させていただきます。

再質問の1番目。このことから、5年先、10年先には、個人農家の緩やかな減少から減少に移り、その部分を認定農業者や集落営農法人などの組織が受け取っていくイメージとしましたが、それでよろしいでしょうか。

再質問2番目として、日野町の農地を守るためには、そして耕作放棄地を増やさないためには、言い換えれば、地域計画を進めるためには、常々関係者への働きかけが必要と考えます。そのことは、執行側の先ほどの答弁でも確認させていただきました。個人農家を尊重しつつ、各集落の農業を守るために、積極的に各集落に入っの懇談や指導が必要と思われますが、農林課は今後、この対応をどのように進めていかれるのか、方法や思いを伺いたいと思います。

再質問の3番目です。また、認定農家さんの一部には高齢化も進んでいます。体調や諸事情で突然耕作できなくなる事例を聞いたこともございます。この点について、町はどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。

戻りまして、4番目と6番目の質問で私は、日野米のブランド化等についてお答えを頂きました。グリーン近江農協さんは、近江八幡、また東近江の一部、そして竜王町、日野町の2市2町のエリアから成立しておりますことから、日野町だけを取り上げて日野町産米のみをアピールしてもらうのは直ちに厳しいと私も思います。ですが、今、答弁の中で、条件を限定した場合ということで、事業者と調整中であると伺いました。

再質問になります。これは、70周年記念に、先日記念品として頂きましたきらみずきのパック米のようなオーガニック栽培や低農薬の環境こだわり米を指しておられるのか、話せる範囲での説明を求めます。

5番目の質問では、地産地消、町内消費について伺いました。現状では、流通方法が多岐にわたり、また縁故米も日野町では一定あることから、現状では把握でき

ていないとのことでしたが、地元産の米の町内消費量について、これの把握について、できるように研究をお願いしたいと思います。

私も今まで、農協さんやくず米買取り業者さんなどを聞いていますと、京阪神に販売しているということを聞いております。また、日野町の中でも、生産者住所を指定して買い取る業者がいるということも聞いております。

さて、日野町内消費については、日野地区大窪の米穀店やJ Aグリーン近江の一部支店では確実に日野産米が購入できると思いますが、町としても、日野のお米が買える店があることをアピールしていただくのも一案かと考えます。再質問の5になりますが、提案みたいな話になりますが、町民の皆さんにお米の地産地消の気づきにもなろうかと思しますので、今話しました、そういう旨のアピールができないかお尋ねいたします。

よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） ただいま柚木議員から、5年後、10年後の日野町の米作りについて、再質問を5点頂戴いたしました。

まず、1点目の個人農家さんが離農される分を誰が担うのかということにつきましては、議員がおっしゃるとおり、認定農業者や集落営農法人が受皿になるのではないかと考えているところでございます。

続いて、2点目の個人農家を尊重しつつ、各集落の農業を守るために積極的に各集落に入って懇談や指導などが必要との点についてでございますけれども、町はこれまでから集落での話し合いに出席をさせていただいております。また、この2年間というものにつきましては、地域計画の策定のこともありましたので、今まで以上に集落にお邪魔をする機会が増えておりました。引き続きこの流れを大切に、相談等に乗らせていただければというふうに考えているところでございます。

3点目の認定農業者さんが諸事情により、突然耕作できなくなった際の対応についてでございますけれども、時折そういうようなお話もあるわけでございまして、そういったときにどのような対応をしておるかといいますと、まずは集落内の耕作者さんや地権者の皆様でお話し合い、相談をいただいて乗り切ってきているのが現状でございます。集落の状況にもよりますが、集落内の耕作者さん、地権者さん以外で、あるいは近隣の谷筋や川沿い、流域沿いのそういった方々にもご協力いただく中で、協議、相談して乗り切るということも想定できるのではないかなというふうに考えているところでございます。

4つ目の日野のお米のPRの関係でございますけれども、多くの方から日野のお米はおいしいという感想を頂いており、他の産地のものに比べて食味等が秀でた日野のお米の存在というのは大変ありがたいことだというふうに考えております。消

費者の方に訴えかけるインパクトとして、日野のお米はおいしいというだけではや物足りないと言われる時代になってきているのかなというふうに考えておりまして、何がどう違うのか、消費者に対してそのことを客観的に伝えていくことが重要で、その点におきましては、オーガニックや環境こだわり米として栽培されたものであることをPRするのも有効ではないのかなというふうに考えているところでございます。この点につきましては、JAグリーン近江や東近江農産普及課等とも、この点について具体的な取組ができないか検討してまいりたいなというふうに考えております。

最後、日野町内で日野産米のお米をPRして買ってもらう方法についてでございますけれども、日野町内での米の地産地消の促進として、日野産米が買えるお店のアピールについてはまだまだ研究する必要があるのかなというふうに思っております。直接販売以外の部分で、食品スーパーや量販店で購入されている方も非常に多いことから、どういうふうに日野町産米の消費促進につなげていくか、何が有効なのか、そういう、既にブランド化をされて成功しておられる事例なんかを研究しながら、日野町に合ったやり方、そういうものを考えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 再質問させてもらいました1から3番につきましては頑張っていたらいたっているんだなというふうに思いました。ちょっと私が見えていないところもあったかもわかりません。地元の方と手を携えてという形で、また日野町の農業を進めていただきたいと思います。

あと、近江日野産米をPRということで、私が言っているわけですが、こうやってブランド化すると生産者のほうも生産意欲が出てきまして、そしてそれが耕作放棄地が減ったりとか、イノシシを余計減らしたりとかということにもなるかと思えますし、ブランド化することによって高値で売れるということで、農家の収入の安定というためにもつながってくるかと思えます。何よりも、作っている方がやる気を起こすんじゃないかと思っております。そういうことで、できる限り執行部のほうも努めていただきたいと思います。そのためには地元販売も必要かと思えますので、町内団地の方、集合住宅の方への販売の施策もよろしく願います。

1点目はありがとうございます。2点目に行きます。

続きまして、2題目に移ります。コメ作りの補助金についてというタイトルで議論させていただきます。

今年の4月より、中山間地域等直接支払制度については第6期が始まり、そして、多面的機能支払交付金、いわゆる丸ごと保全になりますけれども、この制度が第3期

の新たなスタートを切ります。そこで、この制度について、それぞれ地元地区の農業者の立場から、何点か質問をさせていただきます。

まず、中山間地域等直接支払制度についてであります。次年度から50分の1の緩傾斜地まで含まれるようになったことから、大幅に予算が増えているところです。本制度は、傾斜地にある田んぼやのり面を含めた農地を耕作放棄から守ること、その農業生産条件の不利に着目し、農地の継続への支援として私はとらまえています。そこで質問させていただきます。

1、この補助金の使い道は柔軟でありがたいのですが、その活動、これは除草作業のことを私は言っているんですけども、その活動の写真を報告するようになっていました。圃場ごとに写真を撮るということは、高齢者もおられることから、また、個別の地主から報告書を作成してもらうことは、もしデジタルカメラとかを持っておられても、書類までまとめてもらうのは、そこまではなかなかできず、結局、各集落の事務担当者の大きな負担となることが明らかなです。負担となっております、実際に。作業中写真の報告につきまして、簡略な方法としてもらいたいと、各地区からお話を聞いておりますが、第6期以降の対応はどのようなになるかお話ししたいと思います。お伺いします。

2番目、交付金の支払いのタイミングについてお尋ねします。

この中山間地の補助金につきましては次年度繰越しができますので、2年目以降はいいものの、初年度はスタート時点で資金がない状態です。1回目の交付金はいつ頃振り込みのご予定でしょうか、お伺いします。

3番、多面的機能支払交付金になりますが、田んぼの保全、また農道や用水路の補修に利用できたり、また一方、生物多様性保全の調査活動が求められています。事務処理が煩雑なことから、残念ながら継続されなかった集落もあると聞いています。この先の現在の取組組織数、また脱退理由につきましては、昨日、山本議員の質問がありましたので、もしなんでしたら、これは、今急に言いましたけども、省いていただいても結構です。また、これに対する脱退理由のフォローを役場のほうでどうされたかという面での報告はお願いしたいと思います。

また、4番です。他市町の例を見ていると、広域化により、事務作業の専門性を高めておられる地域もあるようです。日野町内でも、隣接地区との合併や小学校区単位での広域化は、本制度の趣旨から有効と考えますが、農林課においては推奨されませんか。

5番目です。今までの補助金からは外れますが、トラクターやコンバイン、また乾燥調製施設の機械更新のときの補助について、組織立ち上げや規模拡大のときには補助金メニューがありますが、地区に張りつく集落営農や農事組合法人は面積拡大がなかなかできなく、補助金のハードルが高いものになっております。点数制に

なっていると聞いておりますが、農家、農業組織に寄り添った対応ができないか伺います。お願いします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の制度等についてご質問いただきました。

1点目の中山間地域等直接支払制度における活動報告については、活動の様子を確認するため、写真の添付をお願いしています。小規模な圃場も含め、全ての圃場で写真を撮影、提出いただくことは相当な事務量となることから、小規模な草刈り作業等に関しては、写真による報告は任意としているところです。第6期対策も同様の対応を考えていることから、ご不明な点等ございましたら、農林課の窓口でご相談をお願いいたします。

2点目の中山間地域等直接支払交付金の支払い時期については、初年度は、集落から町に提出された協定の認定後となります。速やかな交付を行えるよう、手続の前倒しなど、検討させていただきます。

3点目の多面的機能支払交付金事業については、令和6年度の取組組織数は47組織で、令和5年度と比較し、4組織が取組の継続を見送られております。継続を見送られた理由については、主に構成員の高齢化や活動の担い手不足などを挙げておられます。これらの改善策として、組織での対応が困難な作業については外注も可能であることから、相談のあった組織に対し、その旨、助言をしているところです。

4点目の多面的機能支払交付金における組織の広域化については、有効な面も多いと認識しております。組織の広域化には集落間の調整や合意形成を図る母体組織が必要であると考えており、現在、地区公民館単位や小学校区等の全ての地区において、母体となる組織の設置を求めることが難しいことから、まずは広域化に関する支援の研究および情報提供に努めてまいります。

5点目の農業用機械や施設整備に係る補助金については、国で予算措置がされているものもあります。ご質問の中の補助金は、農地利用効率化等支援交付金が該当しますが、地域計画の中で耕作者自身が設定する目標達成が必須となります。また、機械等の単純更新は対象とされず、事業実施計画を点数化し、予算の範囲内で事業採択されるかどうかが決まります。ほかにも、農事組合法人や集落営農組織向けの事業もあることから、活用については、農林課の窓口まで個別にご相談いただければと思います。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 1番目に、中山間地域等支払制度の事務処理について伺いました。写真は簡略化できるということで、答弁了解いたしました。ありがとうございます。

2 番目に、交付金の支払い時期をお尋ねしました。これも、前向きな回答といえますか、頂きましたので、ありがとうございます。承知いたしました。

3 番目については、多面的機能支払交付金事業の取組地区数や加入・脱退を尋ね、そこから今後の農林課での対応や対策の答弁を頂きました。少子高齢化の影響がここにもあるかと思いました。

ちょっと話は変わるんですが、ある与党国会議員さんの作られた資料によりますと、国の土地改良関係の予算は、毎年一定程度減ることもなく確保されていると記されていました。確かにこの制度の事務手続は、前任者からきっちり引継ぎを受けないと、年度末に苦勞するようであります。予算がおりるといいうところもありますし、本制度の趣旨をよく周知いただき、町からのサポートをよろしくお願いしたいと思っております。

再質問はありません。要望で終わらせていただきます。

次に、4 番目の多面的機能支払交付金における広域化のことにつきまして質問しました。町は、集落間の調整や合意形成にハードルがあり、これに関する支援の研究や情報提供に努めるとの答弁でございました。そこで、再質問の 1 つ目になりますが、県内や近隣市町での広域化されている有無を伺います。分かる範囲で結構です。

また、中山間地域等直接支払制度では、令和 7 年度からネットワーク化への動きが求められているようです。その資料では、交付金の 2 割の支払いの要件になっているようです。ハードルがあることは理解しますが、多面的機能支払交付金を各集落で継続するためには、了解が取れる地区から先行実施を行うなど、この広域化につきまして、もう少し前向きに対応する必要があると私は思いますが、町の考えを伺います。

次、5 番目のところです。農業機械や施設の整備、購入の補助金について伺いました。納期の単純更新への補助金は、現行制度では対象なしとのことで、残念ながら了解いたします。しかしながら、農事組合法人や集落営農の皆さんは認定農家さんと違い、先ほども申しましたが、自分の集落の中から他地域に出ることがないことから、規模拡大要件がなかなか見いだせず、発足時から年数もたち、困っていらっしゃると思います。町単独の制度があればいいのですが、厳しいようでしたら、農業者に寄り添った対応をお願いするところです。再質問は 1 点だけになりますが、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 5 番、柚木記久雄君の一般質問の途中ですが、本日 3 月 11 日は東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました東日本大震災の発生日であり、本年は 14 年となります。この震災で犠牲になられた方々に対して哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。議員、執行部ならびに傍聴席の皆さんにおかれましては、

管内・市内放送に合わせまして、その場でご起立を頂き、黙禱をお願いいたします。
町内放送があるまでいましてしばらくお待ち下さい。ここで暫時休憩いたします。

－休憩 14時39分－

－黙 禱－

－再開 14時47分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

答弁のほう、農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 先ほど、柚木議員のほうから、多面的機能支払交付金および中山間地域等直接支払制度につきまして、再質問を頂戴いたしました。

まず、多面的機能支払交付金事業における広域化についてでございますが、多面的機能支払交付金事業の県内、そしてまた近隣市町の広域化の有無につきましては、令和6年度現在、県内で13の組織の広域活動組織が設立をされております。また、近隣市町では東近江市と近江八幡市で合計3つの広域活動組織がございます。

次に、中山間地域等直接支払制度のネットワーク化の交付金、2割の件でございますが、令和7年度からの中山間地域等直接支払制度は、農業生産活動等を継続するための活動を実施した場合に、交付単価の8割がまず交付をされます。これに加えて、体制整備のための前向きな活動を実施した場合に残りの交付単価の2割が加算されるということで、合わせて10割が交付される仕組みとなっております。

日野町では、全ての組織において10割交付を受けていただけるよう、ネットワーク化活動計画の作成を支援させていただき予定をしているところでございます。よろしくをお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 柚木記久雄君。

5番（柚木記久雄君） 再質問に答えていただきましてありがとうございます。

再質問させていただきまして、近いところにもやっつけいらっしゃるところもあるということ、またネットワーク化につきましては、10割支給を原則に、その旨、各集落を指導いただけるということで了解しましたので、この質問で明確に答弁頂きましたので、それ以上の再々質問はございません。

これで終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 次に、10番、加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 病み上がりですので、ちょっといろいろと見苦しいところもあるかも知れませんが、その辺はご容赦いただきたいというふうに思います。

一括方式で、1つのテーマに絞って質問をいたします。

12月議会に引き続いて、学校給食無償化についてお伺いをいたします。

前の議会では、2,842筆の請願署名にもかかわらず、この件は継続審査ということになって、本定例会中の総務常任委員会で再度審議される予定です。学校給食の

無償化について、この間、当局はどのように対応されたのか、また検討されているのかを伺います。

昨年度、全国では547自治体、滋賀県下では4自治体が小中学校共に全額無償、一部無料が当町も含めて7自治体になっています。恒久的なものでなく、年度限りのものもあるように伺っておりますが、県下市町の令和7年度の無償化の取組について伺いをいたします。

2つ目は、石破首相が、小学校給食の無償化について、次の次の年度、2026年度以降できる限り早く早期の制度化を目指したい、このような発言をされたということですが、学校給食無償化を実施される自治体というのは、今どんどん増えてきています。堀江町長が学校給食法第11条を盾に、前回の12月議会ではそうやったわけですが、給食無償化に一步も踏み出さない姿勢は非常に残念で、冷たく感じます。令和7年度の給食無償化に向けた具体的な取組、また何か検討がなされているのか、この辺りをお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 10番、加藤和幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（安田寛次君） 給食費の無償化についてご質問を頂きました。

県内自治体の無償化の状況につきましては、現在小学校、中学校共に全額無償化をされている自治体は4自治体あります。小学校のみ全額無償化をされている自治体が1自治体、中学校のみ全額無償化をされている自治体が1自治体あります。

ご質問いただきました、令和7年度、新たに無償化を予定されている自治体は1自治体で、小学校、中学校共に全額無償化をされると伺っています。

次の学校給食の無償化につきましては、これまで答弁してきましたとおり、学校給食法第11条において保護者の負担と定められていることから、給食費については、保護者にご負担いただくことが基本だと考えています。

当町では、学校給食は単に子どもたちへ食事の提供をするというものだけではなく、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な学びの場面として位置づけています。これまでから米代を無償化しているほか、令和7年度につきましても、高騰する食材費や燃料費の対応について、国の補助金を活用するとともに、一般財源を確保する中で、給食費への転嫁をすることなく運営をしてまいりたいと考えているところです。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、教育長のほうからお話のありました4自治体というのを確認したいんですが、

豊郷、高島、甲良、竜王、このように確認をしてよろしいでしょうか。

竜王町につきましては、25年度も、前年に引き続いて小中共に無償化、関係予算5,200万余りというふうに伺っております。そのような形で、予算のことはいいですけど、4市町というのはそれでいいのか確認をいただきたいと思います。

それから、小学校のみというのは、前年度は長浜市でした。これもこのままと考えていいのか。それから、中学校のみは、今年度、24年度は草津市と湖南市というふうに伺っているんですけど、そのうちどっか1つが減ったということになるんでしょうか、その辺りも分かりましたらお知らせ下さい。

それから、新たに無償化1というのは近江八幡市のことでしょうか。近江八幡市は、今年度は第2子以降とか第3子以降とか、そういう部分的なものであったんですが、それを全面的にということでしょうか。ただ、私が伺っているところでは、近江八幡市の場合は、開始年度を26年度、令和8年度だというふうに聞いておるんですけど、その辺りはどうでしょうか。

それから、ほか、24年度については、大津市が第3子以降は無償、それから多賀町も同様だったようですが、その辺りはどうなっているのか、もしお分かりでしたらお知らせいただきたいと思います。

そのほかの市町については動きがなしというふうに理解をさせてもらったらいいんでしょうか。あるいはまだ分からないということもあるのかもわかりませんが、その辺りもお聞かせいただきたいと思います。

それから、2番目の項、見通しのことですが、このご答弁は、残念ながら12月議会と全く変わっていない、そういうふうに理解をいたしました。前議会でも申し上げたとおり、学校給食法第11条、経費負担という項目については、前も申しましたが、どう書いてあるかというふうに言いますと、学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費ならびに、ちょっと一部省略しますが、運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担にすると。だから、給食の施設を造ったり、そないするのは当然町の無責任、町の負担とあって、その第2項に、これも一部省略しますが、前項に規定する経費以外の経費、括弧書きがあつて、以下学校給食費という括弧書きがしてあるんですが、この経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とする。これが学校給食法11条の条文なんです。だから、この条文によって給食費というのは保護者負担ということが、それこそ40年余り続いてきた、定着してきたわけですね。だけど、大本は何かと言うたら、日本国憲法の義務教育は無償という項目が、これが大本なんです。だから、共産党の国会議員が何度も国会質問をしたり、あるいは申入れをしてきたんですね、保護者の方やPTAの方やらと一緒にそういう申入れをしたりもされました。

それで、きっかけとなったのが、これも前回も申し上げましたけれど、今から7

年前ですけど、2018年の共産党の吉良佳子議員の質問やったんです。そこでは、食材費保護者負担は自治体の一部ないし全部負担も否定しないというふうに、文部科学省の誰でしたか、大臣じゃなかったかと思うんですけど、それが答弁したことで、その翌年から急速に無償化の自治体が増えたんです。それまでは、無償化している自治体というのは1桁ぐらいやったんです。それが、さっきも申し上げましたように、3桁の数になっていったわけなんですよ。だから、この文科省の答弁というのが、やっぱり全国的に生きているんですよ。だから、そこら辺は情勢が変わってきていると、そういうご認識をいただきたいな、そんなように思うんです。

ところが、日野町はどうかということですけど、今後の方向性を、今教育長がおっしゃったのによれば、国の補助金を活用するとともに、一般財源を確保する中で、給食費への転嫁をすることなく運営してまいりたい、このようなご回答やったんですけど、こうした取組は、ある程度先を読むということが必要なんじゃないか。

例えば、日野町では、子どもやとか障がい児者の医療費の分野で非常に先進的なよい取組をしてこられました。その方向性は間違っていなかったから、今、18歳以下の医療費が全県で無料化になって、そして、言わば日野町がやったことは、こうした先進的な施策が間違っていなかった。だから、日野町の施策、先見の明があったということなんです。これは、藤澤前町政のみならず、それまでからの保守町政のときからも、こういういろんな方向性というのは持っておられた。これが多くの町民の日野の行政に対する評価やったというふうに、私はそういうふうに捉えているんです。それがここへ来てちゅうちょされるのは財政の問題が大きいんだと思いますけれど、やっぱりいただけません。

私も、かなりもう年もいっていますので、古い話を、しかも国政レベルの話をさせてもらいますけれど、1960年代に、福祉関係の方やったらもうご存じだと思うんですけど、岩手県に沢内村という、雪深いすごく山奥の村があって、そこは平均寿命がすごく短かった。早く亡くなる人が多かった。これ、何でかという、雪国で、冬寒いですから、だからどうしても塩辛いものを食べたりされるので、塩分の多い食事なんかをされる。だから、今で言う生活習慣病にかかる人が多くて、それで寿命が短い。そういう状態のところへ、昭和の赤ひげというふうに言われた、赤ひげというのは、例の山本周五郎さんの小説に出てくる、貧乏人には金を取らんという医者ですよ。その昭和の赤ひげと言われたお医者さん、名前は忘れちゃったけれど、その方が、そこの村の診療所へ赴任されて、そして、貧乏人からは金取らんと言うて診察をしはったわけですよ。そして、同時に併せて、今で言う、国保の健康の取組、体操とか、いろんなそういうものやら、そういう取組をいろいろ合わせながら、貧乏な病人については無料で診ていくと、そういうことをされて、そ

して成果があったと。その影響を受けたのが、例の60年代末から70年代にかけての美濃部都政なんですね、東京都の。だから、美濃部都政がそれを受けて、そして、それはええことやと言うて東京が広げた。大阪やら神奈川やら、いろんなところへ広がって行って、そして、そういう高齢者医療の無償化ということが、一時、今からは考えられないような話ですけど、国の政策として、高齢者医療無料という時期があったんですね。ただ、大変残念ながら10年もなかったと思うんですけど、そういうふうになっていった。

だから、いろんなことを考えたときに、地方の自治体が先進的なことをやって、それが間違っていなければ、必ずそれは県や国の段階に進んでいく。そのときに、それを先進的にやった自治体というのはやっぱり評価をされる。やっぱり今、そういう時代だと思うんですよ。日野はやっぱりそういう伝統を持っている自治体やというふうに思います。まして、学校給食の無償化というのは、今や国政でも、自民党さんをはじめ、ほとんどの政党が無償化を、この前の選挙でも公約に掲げました。ただ、お金の問題はもちろんあります。8,000万から1億近いランニングコストがかかります。国や県の動向はもちろん見んならんです。だけど、その動向を見ながら先行して、そこで何とか持ちこたえろとか、部分的に進めていくとか。近江八幡は、伺ったところでは、25年度、新年度は計画だけのようです。条例をつくって、そして準備をするというのが近江八幡。近江八幡、実施は26年、令和8年からというふうに聞いております。だから、そういうやり方もあるんじゃないか。いろんなやり方が考えられると思います。だから、近隣自治体もいろいろ努力をしているわけですから、もう研究段階ではなしに、一步進めていただきたいな、このように思います。

以上、再質問をお願いします。

議長（杉浦和人君） 教育次長。

教育次長（正木博之君） 加藤議員のほうから学校給食の無償化につきましての再質問を頂戴いたしました。

まず、県内の各市町村の状況でございますが、あまりよその市町村が細かくどうこうというところまでここで申し上げるのが適切かどうかということも含めまして、ご質問いただいた無償の4自治体につきましては、小中共というのは高島、竜王、豊郷、甲良、こちらも把握しているので間違いございません。それから、小学校のみというのが長浜市さん、それから中学校のみというのが草津市さんと湖南市さんで把握しております。そこに新たに近江八幡市が7年4月から小中共無償というふうに、担当課から担当課に聞き取りをさせていただいた中ではそのようにお伺いしております。

大津市さんは、令和5年の10月から18歳以下を3人以上養育世帯の3人目を全額

補助、令和6年の10月から18歳を22歳に引き上げ、市立以外の学校通学者は対象外ということの中で、世帯の要件をつけて無償化をされている。

近江八幡市さんは、令和4年の10月から18歳以下を、2人以上養育世帯の2人目分を半額補助、3人目分を全額補助というようなふうにお伺いをしております。

ただ、この中で、今実際に免除されているところも給食費を上げるというようなご回答を頂いている市町村もありますし、県内には、物価高騰でとても財政回らへんので給食費を上げるというような市町村もほかにもお伺いしています。これはどこかということはさておきですが、そういうような厳しいような状況があるという中での把握をしております。

その中で、日野町の学校給食、新年度も2億3,000万、人件費と運営費、賄い材料費、燃料費で予算を計上させていただいております。この中で、学校給食費として負担を頂くのが約8,000万の中で学校給食を経営していくということになります。そういう面では、日野町の給食は、まず、議員おっしゃいました、何を大事にしているのかということと、日野町の給食をやっぱりしっかりと、手間と暇と食材もしっかりと選んで給食を作っているというのが日野町のカラーではないかなと。ここは、県内にはない自校方式でやっておるというところは、日野が今お金をかけてやっているところですので、これが、今、日野町の特色ではないかなと。そこを今、選んでいるのではないかなというふうに考えております。その中で、先を読むという中で、無償になれば、それに越したことはございませんが、経済的に困っておられる家庭につきましては、就学援助という制度の中で、給食費も、その家庭に対しては無償化をしておりますので、そこにもきちっと光を当てる中で経営しておりますので、なおかつ、7年度にまたいろんな野菜、肉、米、物価上昇の連絡が業者から来ております。ですので、当初予算2億3,000万と申しましたが、これでまた補正をお願いするというような話もない話とは言えない状況になってきております。そこは、これだけ申し上げておりますので、何とか町の財政の中で工夫をさせていただく中で、保護者に転嫁することのないようにということで、ずっと給食費を上げずに来ておりますので、給食をお預かりしている学校教育課としては、ここを守っていききたいなというふうに思っております。

2問目が、答弁が足らんということのご指摘を頂いたようなんですが、申しましたように、沢内村の話でありますとか美濃郡都政の話でありますとか、そこも含めた中で、日野町が今やっている給食というのをお伝えしたつもりでございます。ですので、弱者にも光を当てるというところでいきますと、きちっと就学援助をしておりますので、それよりも、給食の費用だけではなくて、給食事業を全体見たときに、どこに力を入れて給食を作っているかという中でしているというのが日野町の特色であるというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 加藤和幸君。

10番（加藤和幸君） 当局のご見解は、一応そういうことで分かりました。もうあとは要望という形で、何らかの形で反映されることを願っております。

以上で質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。15時30分から再開いたします。

－休憩 15時14分－

－再開 15時30分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

次に、7番、野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） それでは、私から、一般質問通告書に基づきまして一般質問を行います。

今日は東日本大震災ということで、私も当時、東京におりまして、そこで実際に雑居ビルの中で被災したわけですが、東京の町なかに人がば一つと出てきたこととかをすごく覚えています。また、改めて災害に対しての備えとかが大切だなというふうにも感じました。

では、まず私のほうからは2問質問を用意しております。

まず1つ目からいきます。「ひのっこ宣言」の目指すものということで、分割で質問を行います。

ひのっこ宣言、これは令和7年3月9日、つい先日、日野町町村合併70周年記念式典が開催されました。私も出席させていただきまして、本当に皆様の、この町をよくしていきたいなという人たちのおかげで今日があって、またこれを未来につなげていきたいなという気持ちで、またこの先があるんだなということを常々感じさせていただきました。その場におきまして、ひのっこ宣言というものが発表されました。これは、突然発表されたものではなく、以前から構想があり、何度も会議を重ね、満を持して発表を迎えたものです。記録を検索しますと、ひのっこ宣言というものは、令和5年9月、2年ほど前の教育委員会の定例会の会議録で、教育長がその構想にも触れられております。恐らくその前からそのような発想を得ていたのだと思います。特筆すべきは、このひのっこ宣言は、子どもも大人も気持ちよく暮らすための合い言葉として、子どもと大人と一緒に何度もワークショップを重ねてつくられた点が挙げられるというふうに私は感じております。

ちなみに、ひのっこ宣言は、これをご覧の皆様のお手元にもあるかと思いますが、見ていただきたいのと、少し紹介をさせていただきたいと思います。6つありますが、1つと言ってご唱和下さいという感じで、恐らくこれから使うんだろうということなんです、今は皆様、ご唱和いただかなくて結構です。

ひのっこ宣言。1、あいさつで つながる心 いい笑顔、1、きいてみよう 自分のきもちと 相手のおもい、1、楽しもう どうせやるなら よろこんで、1、チャレンジを やらへんなんて もったいない、1、しっぱいも 「かまへん かまへん だんないで」、1、だれとでも たよりたよられ 助け合い。ひのっこが よりよい日野町をつくれます！という宣言ですね。

今回は、このひのっこ宣言の目指すものについて、つくられた背景や策定までのプロセス、また期待する効果、今後の活用方法など、分割方式で質問を行います。

6つ質問をいたします。

まず、ひのっこ宣言がつくられることになった背景・経緯を教えてください。

次に、ひのっこ宣言によって解決したい課題は何かを教えてください。

ひのっこ宣言をつくるプロセスにおいて重要視したことは何かを教えてください。

ひのっこ宣言と、既に日野町にある日野町の取組、ポジティブ行動支援P B I Sや非認知能力と呼ばれるもの等の関係はどうなっているのか教えてください。

また、ひのっこ宣言に期待することは何かを教えてください。

最後に、今後、ひのっこ宣言はどのような位置づけ、例えば各種計画に記載されている町民憲章との違いなどについて、どのような活用を考えているのか教えてください。

議長（杉浦和人君） 7番、野矢貴之君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（安田寛次君） ひのっこ宣言の目指すものについてご質問を頂きました。

1点目のつくられた背景・経緯につきましては、日野町には現在、赤ちゃんから義務教育修了まで、約2,400名余りの子どもたちがいます。子どもたち、そして大人も変化が激しく、複雑化、多様化する社会において、様々なことに積極的に向き合い、自ら考え、判断し、他者と協働して課題を解決していく生きる力が求められています。また、時代の変化に柔軟に対応できるよう、学び続けていく力を身につけていくことが必要です。こうした状況を踏まえ、その土台となるやる気、忍耐力、協調性といった非認知能力の育成に向けて、令和5年度から小中学校を中心に、子どもたちのポジティブな行動を支援していくことに重点を置いた取組を展開しているところです。

今後、この動きがさらに町内全体に浸透し、子どもも大人も含めた町民みんなが過ごしていく上で大切にしたいことをひのっこ宣言として策定することとなりました。

2点目の解決したい課題についてですが、不登校やいじめなど、子どもを取り巻く問題は、私たち大人自身も多忙で、地域のつながりが年々弱くなり、孤立や孤独化も課題となる中であって、子どもも大人も自他を大切にする思いや、自己肯定感

を高めてほしいと願っているところです。

そこで、ひのっこ宣言によって、子どもも大人も人と人とのつながりを深め、心身共に安心を感じることができ、誰もが生き生きと生活しやすくなることを目指そうと考えているところです。

3点目のつくるプロセスにおいて重要視したことについては、大きく3つあります。

1つ目として、ひのっこ宣言は、誰もが気持ちよく生活するための合い言葉としたいと考えました。

2つ目として、多くの子どもや大人からの意見を聞き、自分たちでつくったものだということを感じてもらい、さらには今後も活用してもらえるものとなることを大切にしようと考えました。そこで、小学校3年生から高校2年生までの子どもたちにひのっこ宣言を一緒につくりましょうと呼びかけ、18名の子どもが公募で集まってくれました。また、日野町青少年育成町民会議に関わっていただいている6名の大人の皆さんと子どもたちが3回のワークショップを重ね、たくさんの意見を聞き、ひのっこ宣言としてまとめることができました。

3つ目として、広く町民の方々に周知することが重要だと考えました。今回、町村合併70周年記念式典において、子どもたちが主体となってひのっこ宣言を披露することができたことは、子どもたちにとっても大変貴重な体験になったと思っております。さらに、4月からは、ひのっこ宣言を掲載したカレンダーを全戸にお配りするなどして啓発に努めたいと考えています。

4点目のひのっこ宣言とポジティブ行動支援や非認知能力との関係についてですが、まず、ポジティブ行動支援を展開することで、子どもたちのすてきな言動を増やせるよう、大人や子ども同士で承認し合う取組をこれまでから学校園を中心に取り組んできました。その特に増やしたい言動、目指したい姿を具体的にしたもののがひのっこ宣言となります。また、非認知能力は、そのような行動支援で育てたいベースとなるもので、人が幸せに生きるための基礎的な力だと考えています。

5点目の期待することについては、このひのっこ宣言が多くの子どもや大人たちに広まり、日野町で暮らす誰もが生き生きと生活できるようになること、そして未来へと引き継がれ、大切にされることを期待しています。

6点目の今後の位置づけと活用については、今後は、先人たちが残して下さった町民憲章と並ぶまちづくりの理念として位置づけ、保育所、幼稚園、こども園、小学校、中学校などで唱和するなどして、誰もがひのっこ宣言を言えるようになればと思っています。

また、先ほどもお伝えしましたが、令和7年度ひのっこカレンダーを作成し、そこにひのっこ宣言を策定するにあたっての思いを掲載し、全戸に配布したいと考え

ているところです。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） ご説明いただきました。

策定の背景、生きる力を養うためのポジティブ行動支援をしているところを、それを全町にうまく広めるというようなことを考えてひのっこ宣言をつくったというような経緯ですね。みんなが生き生きと生活しやすくすることを目的として、多くの人とつくるというようなことですね。

子どもの意見の反映というのが今後かなり重要になってくるというか、国からもしましようというふうに言われる中、結構先進的な形で意見反映に取り組みたいんじゃないかなというふうにも思います。70周年で広く周知して、カレンダーも今後行っていくということで、さらにこれが未来に引き継がれるようにということで、まさにこの70周年だけじゃなくて、100周年とかでも使われていると本当にすてきだなと思います。町民憲章と並ぶような理念として位置づけていろんなところで活用していきたいということなんですが、この辺りも踏まえて、ちょっと4つほど再質問をしたいと思います。

まずは、不登校対応担当課長に2つお聞きしたいと思うんですが、まず1つ目としまして、このひのっこ宣言の参考にされたものとしてあいづっこ宣言というのがあったのかなということで、会津若松ですので、蒲生氏郷つながりもあって、より日野町は親しみがあって参考にしやすいのかなと思いますが、このあいづっこ宣言も会津市民憲章とは別に制定されたもので、20周年みたいなこともちょっと書いてあったかなと思うんですが、うわさによると、会津では、もう子どもたち、みんな言えるみたいなようなことも聞いたことあるんですが、ほんまかいなとは思いますが、先生の知っている範囲で、その辺りの現状が分かれば教えて下さい。

もう1つ、ひのっこ宣言を使うとどうなるのかということについて赤尾課長にもお聞きしたいんですが、このひのっこ宣言を意識して暮らすことによって、結局さっきの話をまとめると、おのずとポジティブ行動支援が行えるというか、難しく考えなくても、ひのっこ宣言さえ意識していれば、ポジティブ行動支援が行えたり、非認知能力、生きる力が身についていくというようなイメージかなと理解しました。そうすると、ひのっこ宣言が浸透すればするほど町民全体に生きる力が、よりつきやすくなっていくみたいなことを期待しているんだなという理解をさらにしたんですが、ということは、非認知能力というのは、みんなで会議している中とかいろんな勉強でもあるんですが、非認知能力って測定するのが難しいということなんですよね。というのは、認知能力は数字で計れるのが認知能力、テストの結果とか。数字で計れないものが非認知能力、生きる力で必要なものとされているので、コミュニケーション能力とかなので、本来は計れないんですが、ひのっこ宣言の認知度

みたいところで何か計っていったら、実はこの非認知能力が多少計れるみたいなふうに考えることもできるんじゃないかなと思うので、このひのっこ宣言を唱和していて子どもが覚えたり、テストしていくことによって、非認知能力についても、このぐらい広まっていつているのかなみたいなふうな活用の仕方ができるんじゃないか、どうでしょうというのを聞きたいです。

次に、教育長にもお聞きしたいんですが、このひのっこ宣言の浸透のために2つのプロセスがあるんじゃないかなと思っていて、1つは認知、もう1つは習得みたいな感じで考えてイメージしているんですが、認知としては知っている状態ですね。なので、できるだけ多くの人に知ってもらう。あとは、もう少し一歩踏み込むと、分かってもらう。単に言葉としてというだけでなく意味合いを分かってもらうというようなことが必要かなと思っています。覚えるというのもそこに入るかも分からないんですが、もう1つ、次のプロセス、習得のプロセスというのは、やってみるとかできているとか、そういうようなプロセスも、やはり考えられるんじゃないかなと。これが、認知のプロセスのほうだけであると、やっぱり何も身につかないというようなこともあるので、このアクションを伴うようなことをやろうと思うと、とても都合がいいのは授業であったり宿題、特に長期の休みで親御さんも巻き込んだような宿題ですとか、または公民館等の社会教育の事業みたいな感じで考えますと、このひのっこ宣言は、単に今つくったよというだけではなくて、学校や公民館、そういったところで実施していくようなイメージを持っているのかというのをお聞きしたいです。

もう1つ、最後に町長にお聞きしたいんですが、町民憲章は、当時恐らく決議されて告示されて、例規集第一類第1章というところに載っているということになっています。日野町の公式ホームページ、日野町のプロフィールのところにも載っていますし、総合計画第5次とかにも載っていたりして、今回、70周年記念式典でも唱和された、そのような、ちゃんと認定された公のものやでみたいなふうに町民憲章になっているわけですが、それと同じような感じで、このひのっこ宣言も、あらゆるところで使われたり、告示されたり、そのような使い方みたいなところがイメージされているのかお聞きしたいです。

以上4点お願いします。

議長（杉浦和人君） 学校教育課不登校対応担当課長。

学校教育課不登校対応担当課長（赤尾宗一君） ただいま野矢議員のほうから、ひのっこ宣言に関して、あいづっこ宣言などを参考にしてどうなのかということと、それからひのっこ宣言を意識して取り組んでいくと非認知能力が育つので、生きる力、子どもも町民みんなも育つんじゃないかということについて再質問いただきました。

まず、あいづっこ宣言は非常に参考にさせていただきまして、20年前に制定をされて、それを学校で、例えば暗唱、みんなができるようになっているとか、地域の行事で、このあいづっこ宣言に応じた取組をしている関係団体とか個人さんを表彰しているとか、いろんな取組がされているというふうに調べている中ではありまして。そういうことがいずれできたらいいなというふうに思っております。

2つ目の、ひのっこ宣言をそのまま広めていくと、浸透すると、みんなに生きる力がつくのかという点なんです。まずはひのっこ宣言は、目指す姿の1つだと思っています。人間の行動には行動のきっかけがあって行動があって、その結果が、この3つの流れで人間の行動は決まっていくというふうに臨床心理学的には考えています。ひのっこ宣言はこのきっかけづくりです。例えば、挨拶をしようという1つ目がありますが、挨拶をした。挨拶するというきっかけがあるので挨拶をした。子どもが挨拶したときに、例えば周りの大人、「いい挨拶やな、元気やな、気持ちええわ」と言ってくれるといういい結果があると、その行動はどんどん膨らんでいくという、このサイクルができるように町の中でなると非常にありがたいなというふうに思っています。

そして、この認知度を高めるためには、先ほどのあいづっこ宣言なんかも参考にしたいなと思っているんですが、例えば小学1年生みんなが覚えれるような授業時間を取ってもらえるとか、地域の人々でもそういう地域の中の行事とかで取り組んでもらうと非常にありがたいなというふうに思っているのと、認知度を計るためには、子どもさんたちで言いますと、恐らく、生きる力がついてくると、少し自己肯定感が高まったりとか、自分の学級とか先生との関係にもう少し安心感が膨らんだりとかするなというふうに期待をしていますので、その辺で言うと、今やっておりますアセスなんかも使えるんじゃないかなというふうに思っております。

大人さん向けというのは、ちょっとまだまだ今後研究が必要かなと思っております。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 再質問を頂戴いたしました。認知と習得というふうなテーマの質問であったんではないかなというふうに思いますが、私の思いも含めて、少し長くなりますが、お話を聞いていただけるとありがたいと思います。

まず、周知に関わってなんですが、先ほども答弁させてもらったとおり、このカレンダーを4月はじめに配ってもらうことで、今作業を進めてもらっています。2か月に1枚になっていまして、宣言に込められた思いから始まって、こういうふうな6項目が全て刷り込んであるというふうなカレンダーを全ての家に配ってもらうというふうなことの周知であるとか、あるいは町内の教室に掲示物をこしらえて、毎日目につくようなところに張っておくとか、あるいは、いろんな広報物がありま

すので、その広報物の中に文言を刷り込んで、皆さんの目に触れるような形で啓発していくというふうなこともあるんじゃないかなと思いますし、学校のほうは結構ホームページ、小まめに更新もしてもらっていますので、そういう中の掲載事項として入れてもらうとか、いろんな周知の方法があるんじゃないかなというふうなことを思っています。

ただ、文言を周知するだけでは駄目だというふうに思います。先ほどもあったように、やっぱり授業の中で取り組んで、その言葉の中の意味というのがどういう意味であるのかというふうなことをきちっと子どもたちに学んでもらうというふうなことが大事かなというふうに思っています。

実は、この前の式典が終わった後、町内のある校長先生、校長先生はほとんど来てもらっていたんですけど、校長先生のほうから感想を頂きました。こんな感想です。「ひのっこ宣言よかったです。学校の中でも意識して子どもたちに浸透させていきたいと思いました。また、少年少女合唱団の歌も良かったです。司会の中学生もとても頑張っていて感心しました。ひのっこ宣言を自分ごととして意識できるように、学級で話し合う時間を年度のはじめに取れたらどうかなと思いました。折に触れて振り返れるよう、教室にも掲示したらいいと思いました。ただ、ただの飾りものじゃないように、それには先生方の意識が大事ですよ」と、こんなコメントが添えられていました。まさにそのとおりやなというふうに思います。先生方がその気になって、この宣言を浸透させてもらえるように取り組んでいきたいなというふうに思っています。だから、授業の中で、あるいは夏休み、言われた宿題の中でというふうなこともあるんじゃないかなと思います。

もう1つは、これは決して子どもだけの宣言ではないというふうに私は思います。大人も含めた宣言であるというふうな意味で、社会教育事業の中で、いろいろとやっぱり展開していく必要があるなというふうに思っています。挨拶のことは、やっぱり人と人とのつながり、相手の思いというのは、相手を意識するというふうなことの重要性。さらには楽しもうというのは、いろんな進取の気性ではありませんけれども、先取りしてどんどんチャレンジしていくというふうなチャレンジ精神のこと。それから、さらには失敗が許されるという、安心して生活できるというふうなそういう暮らしづくりというふうなこととも関わってくるんじゃないかなというふうなことを思いますので、社会教育を展開する上においても、非常にこれは肝になる部分ではないかなというふうに感じています。

そういう意味で、またこれはもう外部団体ですので、了解を取らなければなりませんけれども、毎年11月に青少年意見発表大会を開催させてもらっています。今年は11月24日に青少年意見発表大会ということで開催を予定しているんですけども、その大会をさらにバージョンアップして、このひのっこ宣言の中身がどうであ

ったのかというふうなことを振り返れるような、例えば青少年育成大会というふうな形でバージョンアップして、子どもも大人も検証をしていくとか、あるいは町内のすばらしい取組をみんなで共有していくというふうな場として高めていけたらいいかなというようなこともひとつ、思いつきではあるんですけども、考えているところでございます。

また今後、社会教育委員さんはじめ、教育委員さんのいろいろと力を借りながら、そしてまた、青少年育成町民会議の大人会議の皆さんのお知恵を頂きながら検討していきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ありがとうございます。議員の皆様や町民の皆様、70周年、本当にご参加をいただき、ご協力いただきましてありがとうございます。

このひのっこ宣言と町民憲章も、この両者、非常に重要だと思っております、70周年の記念式典が単によかったね、ちゃんちゃんではなくて、やはり次につながるものにしていきたいという思いが、まさに皆様のお力添えでできたのではないかなと思っております。

そういった中で、ひのっこ宣言を例規に載せられないかということで、私もその考えがなかったので、それが載せられるのか、審査会等ございますので、ちょっと検討をしてもらいたいかなと思っております。

そういった中で、この両者を、今教育長が申しましたように、様々な形で検証していくということが大事だと思っております、役場内においても、折に触れて我々職員が唱和したりとかという機会をこれから増やしていきたいと思ひますし、あと、提案でまた議員の皆様もご議論いただきたいんですが、議会の、例えば閉会、開会とかで皆さんとご唱和、そういうことをされているところもたくさんありますので、するということもいいのかなと。ちょうど、画面のあのあたり、すごく空いておりますので、あのあたりにバーンと、ちょっとだけ予算は要るかもしれないですが、リーズナブルに作って、貼って皆さんと折に触れて唱和するということは、そうやった、これがやっぱり大事やったよなということを皆さんと確認するって大事なことだと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） ひのっこ宣言、本当にあいづっこ宣言みたいに、調べていくと、会津のほうでは企業さんも協力されているとか、そういう町の中でとか、あと全部はちょっとネットでは分からないんですけども、学校が宿題振り返りシートみたいな形で本当に取り組んでいるというところも発信されているところもあるぐらいだったので、そのような形で取り組んでいけると、より浸透していけるのかなというふうに思いました。みんながそれを知れるぐらいにしていきたいと思ひます。

ほかにもご答弁いただきましたが、理念的な、理念条例のような形で、いつか忘れてしまうようなものではなく、行動の伴う形で、ぜひ成果につなげていきたいとか、みんなが知っているのが成果というわけではなくて、やっぱり目的がありますので、皆がそれによって前向きな行動が増やしていけるように活用していきたいと思います。よろしくお願いします。

では、1問目はこれで終わりにしたいと思います。

2つ目に行きたいです。

2つ目は、町全体の社会教育マネジメントはどこの担当なのかというところで質問をさせていただきます。

これにつきましては、一問一答で質問していきます。

日野町では、各地区公民館活動が盛んで、これは全国でも非常に珍しく、大変恵まれた地域文化だと思います。やはり、よその町で話を聞いていますと、地区公民館単位で運動会、文化祭、納涼祭、そのようなことをやっているところはないというような言い方でされます。そんなところがあるのかというようなことで、これが引き継がれてきているというのは非常にありがたいことだなというふうに思っています。

しかしながらというところで、町全体を見渡してみますと、例えば中央公民館が主催していた町民大学は、今年度といいますか、令和6年度は未実施、令和5年度までで終了したのかなど、全町民を対象とした計画的な教育事業は縮小傾向にあるのかなと思っています。ここに関しては、うちの町がというふうな危機感を持っているというよりは、どっちかという、全国的な危機感を持っています。日本人としてといいますか、例えばユニセフの幸福度調査では、身体的な幸福度は38か国中、日本は1位の幸福度なのに、精神的には37位であるとか、自ら命を絶ってしまう若者がかなり多いですとか、やっぱり自己肯定感、また自分で世の中を変えられる自己効力感、できるという思いが非常に低いというような調査結果が出ています。これについて、体験格差とかも相まって非常に危機感を持っています。

どうしても合理的な世の中ですので、合理的な判断をしていくと、一住民も、もしかしたら行政も全部合理的な判断をしていったときに、質疑でもちょっと聞きましたが、重要度がいかに高くても、緊急度が高いというふうに思えないと、やっぱりやらないというようにところで、この辺り、どれだけ危機感を持っていたとしても、なかなか社会教育の分野とかというのは世の中ではほとんど行われてこないというのが今の現状だと思っています。なので、この町に特化したということではないんですが、全体的な危機感として、この町でもぜひ、ちょっと考えていきたいと思っています。

社会はすごく変化しているのに、あまり変化していない分野じゃないのかなとい

うのも含めて考えています。日野町では、学校や公民館、わたむきホール虹、図書館などがおのおの独立性と自主性を持ち、運営しているからなのか、全体で共有されるゴールや課題が見えにくく、たまたまの連携のイベントみたいなものはあれど、補い合うような継続的な連携は感じられません。これは私個人の感想です。そもそも、何が足りていて何が足りていなくて何を補い合えばよいのかが共有されていないのではないかと思います。これは、もしかしたら、社会教育はここ行くんやでという旗振り役の組織がちゃんと定まっていらないのか、はたまた、その旗自体、ゴールや計画の共有が掲げられていないのではないのでしょうか。このような、今回は町全体の社会教育のマネジメントというものをどこが担当していくのかと、していくのかというよりしているのかも含めて、一問一答で質問を行いたいと思います。

必要であれば、社会教育のジャンルについては、再構築ぐらいの気持ちで取り組んでいきたいなと、僕個人的には思っています。

ということで、1つ目の質問なんですが、社会教育の総合的な計画を持っているのはどこか、また全体のマネジメントというのをやっているのはどこか教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま野矢議員より、社会教育の総合的な計画を持っているかについて、まずご質問いただきました。

1点目の社会教育の総合的な計画を持っているのはと、全体のマネジメントを行っているかどうかについてですが、日野町教育委員会では日野町教育振興基本計画に基づきまして、その中で社会教育方針を掲げておりますことから、総合的な計画を持っているのは教育委員会でございます。また、そのマネジメントについては生涯学習課が行っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 教育委員会が教育振興基本計画を立てているということと、社会教育方針のようなものというのは公開されていないんですよね。なので、実はもう、以前から分からないんです。なので、余計に見えにくい部分ではあるんですが、教育振興基本計画の中だけで言うと、やっぱり学校教育がすごくページを占めているので、住民には伝わっていく量が少ないというものに現状なっているかと思います。

今のお話をまとめますと、生涯学習課がマネジメントしているということで、ということは、ちょっとここで2つ一気に聞きしてみたいんですが、いわゆるこの社会教育をどのように実現していくのかの実現手段のようなものは生涯学習課に一任されていると考えられるのか。先ほど、前段でお話ししました町全体の計画的な教育事業のようなものは縮小傾向にあるのかということをお聞きしたいです。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま、生涯学習課に一任されているかというところでございます。

この基本計画のほうなんですけども、それにつきましては、教育委員会、それから社会教育委員会、それから公民館運営審議会にお諮りして計画を立てているところでございます。それは、社会教育方針も同じでございます。

実現の手段についていなんですけども、それは生涯学習課、それから中央公民館、各地区公民館、近江日野商人館、ふるさと館、図書館、わたむきホール虹など、各関係機関が計画に沿って運営方針を定めまして事業を実施しているというところでございます。

また、町全体の計画的な教育事業が縮小傾向にあるのではないかなということなんですけども、従来の事業の踏襲ではなくて、現在、役や事業の見直し、改善を時代に合わせて行っているところでございます。ただいまのひのっこ宣言の策定やコミュニティースクールなど、新しい取組も近年始まったところでございます。社会教育事業の幅はより広がっているのではないかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 実現手段は各機関がそれぞれ考えて行っていくながらということで、全体的には役の見直し等も含めてというところですね。イメージとしましては、ちょっとざっくりとしたイメージを先にお伝えしますと、何か生涯学習課管轄の皆さんが忙し過ぎる気がするんですよ。何かこれ以上持てないみたいな気もしていて、その辺もすごく気になっているんですよ。そういう意味で、再編というか、考える機関を持っていってもらうというのはすごく大切なと思うんですが、もうちょっとその辺り、掘り下げていきたいと思います。

では、中央公民館というものがこの日野町にはありますが、中央公民館の役割について教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） ただいま、中央公民館の役割についていなんですけども、日野町には日野町立公民館の管理運営に関する規則というのがございまして、第2条の2項に、「中央公民館は日野町全域で実施することが適当と認められる事業ならびに各地区公民館相互の連絡調整に関する事業を実施するものとする」とあります。そして、運営方針といたしまして、地域課題の解決や、町民の町外学習の場と機会の提供に努めること、人づくり・地域づくりに向けた学習活動を行うこと、誰もが気軽に立ち寄れる地区公民館を目指すため、地区公民館と共同・協力した取組を進めること、町内の社会教育関係施設と情報交換、関係職員の研修を実施し、交流・連携を深め、資質の向上を図ることなど、その役割を担っているところでござ

ざいます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） 中央公民館の役割、広いですね。もう大分、もしかしたら聞いている人、ややこしくなっているかもしれないんですけども、中央公民館というものがあると。中央公民館は、地域課題の解決、生涯学習の機会提供、人づくり・地域づくり、地区公民館と連携等々というところなんですけど、結構同じような役割を担ってそんな文言が並ぶところがあるんじゃないかなと思っていて、ちょっとその辺りについてお聞きします。

ちょっと一昔前の話ですと、もともと中央公民館というのは日野公民館だった、またはあったというイコールだったのか、もともと別であったのかということと、また、現在の中央公民館の実態といいますか、メンバーとか場所とか、その辺もお聞きしたいです。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 私が存じているところでは、旧の日野公民館には中央公民館という看板が掲げられて、中央公民館を担っていたというふうに思っております。現在は、生涯学習課に中央公民館は設置されております。私、生涯学習課長が中央公民館長を兼ねております。職員は、公民館担当としてグループリーダーを1名、主任主事の職員を1名配置しているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） 日野公民館に中央公民館の看板があったということで、僕は言わないですけど、先輩方では日野公民館のことを中央と言う人もいらっしゃるんですね。その名残なのかなというような感じですが、現在は、いわゆる生涯学習課長を館長とし、生涯学習課職員の方がメンバーになっているというようなことで、生涯学習課職員の方以外は中央公民館のメンバーになっていないというようなことなのかなと思っているんですけど、そうしたときに、生涯学習課との違いは何なのか、生涯学習課と中央公民館は何が違うのかとか、中央公民館は事業を実施するのかしないのか。これは、町民大学を実施していましたので、しているなという感じはあったと思うんですけど、もし町民大学がもうしないような感じになると、実施しないと、余計、生涯学習課との違いは何なのかというようなところが気になるんですけど、その辺り、教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） まず、生涯学習課との違いなんですけども、やはり組織として中央公民館という位置づけをしておりますので、職員を置いて方針を立てて、地区公民館や社会教育関連施設とも連携を取りながら地域づくり、人づくりに取り組んでいるというところで、日野町の特色ある地区公民館があるのは、この中央公

民館がまとめたり協働したりしながら役割を担ってきたところにあるのではないかなというふうに思っております。

続いて、2つ目の事業は実施する、しないというようなところでございますが、現在、事業としては、昨年開催いたしました社会教育フォーラムや高齢者向けのスマホ教室というのを各地区公民館でさせてもらったんですけども、それを中央公民館という形でさせてもらいました。今年度につきましては、国スポの機運醸成を図るということで、地区公民館とともにモルック講習会を開催したりというようなことも行っております。

今後も、時代に合わせた事業を地区公民館とか教育関連施設と連携を取りながら実施していきたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 生涯学習課との違いも、ちょっとややこしいなとやっぱり思います。中央公民館事業として、公民館フォーラムのようなものとかはすごく大切な事業だなと思って聞いています。スマホ教室とかも大切なものとなってくるんだろうなと思うんですが、これ、中央公民館がせなあかんのかというようなところの疑問も同時に湧きます。そうしたときに、この中央公民館というのがどういう役割を本来せなあかんのかというように感じていきますと、この地区公民館のサポートみたいなことと言うと、もともと、さっき頂いた文言もそうなんです、地域課題の解決とか、人づくり・地域づくりみたいなところって、公民館事業全体にも確か書かれていて、この間、質疑のときにも企画振興課との絡みがあるんじゃないかみたいな話をさせていただいたと思うんですが、これで、つまり何が言いたいかというと、中央公民館は、解決すべき地域課題や、そのための人づくり・地域づくりの学習活動みたいなものは、もしこの組織図が、地区公民館を中央公民館がまとめているとすると、中央公民館を通じて地区公民館にいろんなことが共有されていなければその組織図というのは成り立たへんというか、マネジメントの部門に位置しないと思うんですけども、一応解釈としてそのままいくと、地域課題の共有が中央公民館と地区公民館がそれぞれちゃんと共有されていて、それによって施策が実施されて、成果分析・検証が行われて、また、それが全体で共有されて次の施策に生かされて、中央公民館を中心として地区公民館の取組がどんどん改善されていくと、そのようなサイクルが繰り返されていくはずであるという認識で合っていますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 野矢議員がおっしゃるとおり、そういうことかなというふうに思っています。中央公民館では、館長会、主事会、それから施設管理人さんの情報交換会を開催して、常に情報交換や地区公民館事業の共有を行っておると

ころでございます。公民館、地区公民館は、日野町教育振興計画とともに集う、学ぶ、結ぶの普遍の目的、テーマがございまして、その目的に向かって事業を行っているところです。成果分析・検証など、事務事業の監査を私たちの事務が行って評価を行い、その中で事務、業務の改善を行っているところでございます。

また、それらの情報については公民館長会で共有し、改善を図っているところで、PDCAサイクルによってブラッシュアップ、スキルアップを行っているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） なるほど、中央公民館を中心にしてサイクルを回していくというようなことなんですが、ちょっと私からというよりは、住民さんから幾つか同じ質問を頂くことがあって、それについて、ちょっとざっくりとした感じなんですが、お答えいただきたいんですが、「公民館によって、何かやっていることとか温度感が違う気がするんですけど、何でなん」と聞かれるんですよ。これ、僕1人から聞かれたわけじゃなくて、結構いくつかから聞かれるんですけど、これは、何でそうなのかなって感じですかね。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 地区公民館は旧村単位に今設置されております。人口規模とか字の数、それから祭りや文化によっても、地域によってちょっと異なるかなというふうに思います。そのような、見えないような違いが地区公民館の運営に表れているのではないかな。それが地区公民館の特色であり、その違いが皆さんに見えているのではないのかなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 地区公民館は特色を持っているということですね。個々の特色を生かしていただくというのは本当に結構なことで、それがよその地区に住んでいる人からすると分かりにくい部分もあるかもしれないですね、確かに。

では、そういうことも考えていきながら、ちょっともう1回整理したいんですけども、どこがマネジャーでどこがプレーヤーなのかということなんですが、教育委員会が教育方針の策定みたいなことをして、生涯学習課と、もろもろ生涯学習課の中にある組織が実現手段を策定したりする、もしくは事務局であると。中央公民館が本来、生涯学習課の中の組織としてあると。これも、プレーヤーなんか事務局なんかみたいな感じで、両方兼ねているのかな。地区公民館はどっちかというと実施主体であるというような感じの組織図になっていると思うんですが、この認識で間違いはないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） そうですね、そのような認識で、今は間違いはないかな

と。どっちかというまとめで、それを地区公民館とともに共同でやっていく、今、そんな形でシフトしたような事務をやっているところでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） では、ちょっとほかにも周りのことを知っていききたいので、わたむきホール虹の役割についても教えて下さい。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 大きく 3 点目の質問になるかなと思うんですけども、わたむきホール虹の役割については、町民会館わたむきホール虹は、1993 年 1 月 10 日にオープンしまして、32 年目を迎えるところです。その役割は、町民の創造性と感性を養い、地域文化を担う人を育て、地域に根差した文化活動となる拠点施設としていっているところです。また、綿向山を仰ぎ、ホールを中心として、町内 7 つの地域が手をつなぎ、虹のようなきれいな色の調和とハーモニーを奏でるようにとの思いでホール名がつけられており、まさにその役割を今日まで担ってきたと考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） わたむきホール虹は文化の拠点みたいなのところなんですね。社会教育施設ではないということでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 社会教育施設ではございません。社会教育事業では実施できない営利目的の事業も、大きく、民間の方がそこに入っていくこともできるということで、その自由度を高めまして、様々な目的で住民交流が図れるようにと考えております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7 番（野矢貴之君） なるほど。わたむきホール虹も全部社会教育施設にしたらいいやんみたいなふうに思ったりしたときもあったんですけど、いろいろと都合を考えると、そういうこともあるということですね。営利目的の事業も行えるというようなことなんですね。

大きく言うと、社会教育の一端を担ってもらっているのかなと思いますけれども、そういうことなんですね。分かりました。

じゃ、もう一度最終確認みたいなのところなんですけど、町全体、地区公民館は各地区なんですけど、町全体の社会教育事業を主に担っているのはどこかと言われると、どこになるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 4 点目の、町全体を対象とした社会教育事業を主に担っているのはどこかについてなんですけども、生涯学習課や図書館、近江日野商人

館、ふるさと館、文化振興事業団など、町民が主体的に社会教育事業に取り組むための仕組みづくりを司る事務局として、それぞれが役割を担っているというふうにも思っております。また、各地区公民館でも一部、町民全体を対象としたイベントやセミナーなどを開催しているところではございます。

今後も、町民の皆様が様々な社会教育や生涯学習の機会が得られるように、また地域課題を解決するために主体的に関わっていただけるようにと、その仕組みやきっかけづくりを各種社会教育団体、それから教育関連施設が連携を取りながら社会教育事業を展開していきたいな、そんなふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） やっぱり、文化的なとか教育に関わる団体が多いなと思って、これはいい意味で多くあってすばらしいなと思いましたが、個々の活動がやっぱりすごくあってすばらしいなと思いつつ、何か連携的なポテンシャルが出し切れていないような気もしているんですが、こういった町全体を対象とした教育事業を、例えばこんなことやったらどうやろうと相談しに行くとしたら、結局どこに相談しに行けばいいでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） 町全体を対象とした社会教育の提案、相談を受け付ける窓口はどこかというところになりますと、生涯学習課で受け付けております、相談の内容によっては、社会教育団体さんとか教育関連施設、地区公民館、役場の各担当課につながることもあろうかと思っております。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 生涯学習課に相談に来て下さいということですね。

ここで、なるほどというところなんです、やっぱり組織図が今でもちょっと分かりにくいなと思いつつなんです、生涯学習課が元に戻ると忙しいと。忙しそうなんです。相談しに行っても、すごい忙しそうやなと思って、ちょっと今年、国スポのことは1回置いておきたいんですけど、この話をし出すとほかのことは手につかないんで。そこで、ちゃんと考える専用の人がいてほしいと思うんですよ。考えてくれてはると思うんですけど、どういう意味かということ、組織の役割の分け方として、何かプレーヤーになったり、半分プレーヤーになったりしながらで、マネジャーとか企画者、立案者みたいなところを、専門でもし生涯学習課が動くとなると、実施主体が中央公民館、地区公民館やほかの、先ほど言っていた図書館、ふるさと館、近江日野商人館、文化振興事業団、わたむきホール虹等々実施主体があるので、生涯学習課、やっていないという体になっているのかもわかりませんが、実施事業は手放していつて、生涯学習課職員は常に相談に乗れて、それ、どうやってかなえようかみたいなポジションでいてほしい。これが、生涯学習

課がそれができないのであればどこか違うところにそれを担ってもらってほしいと思うんです。これ、どっちを担ってもらってもいいと思うんですけども、何か実施するのを完全に担ってもらうのか、相談窓口を担ってもらうのか。それが、例えば地区公民館じゃなくても、別にわたむきホール虹でも、町全体考えてやっていくよみたいな形であればわたむきホール虹でもいいと思いますし、何かそういうような形で、実施主体を分けるか委託するかして、生涯学習課の手をちょっと空けてほしいと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（加納治夫君） その辺については、実は言うと、相談役はプレーヤーでもあるのかなと。プレーヤーでなければ、その人の相談にも乗れないし、その経験を生かしながらアドバイスすることもできないということで、必ずしも相談役だけ置くというわけじゃなくて、寄り添いながら、支援し合いながら、伴走しながらその人と一緒にやっていくとか、そういうきっかけづくりとか、そういうことを企画したりとかという形で、私たち事務局は頑張っているところではございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 確かにそうかもしれません。私も、単に言うだけじゃなくてプレーヤーでありたいなと思ってもいますし、その形はよく分かります。

ということは、やっぱり何か単純に抱え過ぎているのかな、何かそういう気がします。もしかしたら、日野町の職員さんみんなそうなのかもしれないんですけども、少し何か、もし役割分担を意識することで、少しでもそれぞれの役割を強化できるのであれば、できるだけ役割分担の再編というか、再考をしてもらいたいなと思います。

ここで、なぜそうなのかといいますと、もともとさっき言いましたとおり、今、子どもたちとか若者、ほかの人もそうなんですけども、何かあんまり幸せそうじゃない人が増えていると、日本はね。なので、そこを本当にどうすればみんながよりよくなるのかというのを、既存の組織ありきとか、既存の事業ありきじゃなくて、時代の変化のために、新たなことを取り入れていかなあかんはずなんですよね。この30年間、同じ組織で同じような事業で、時代、人々がこうなっているんやったら、そのまま続けたらあかんに決まっているという、これはもう分かり切ったことなんで、新たなことをする余力を持っていないと絶対新たなことはできないというような感じで、そういう目線で事業、プロジェクトを見ながら、じゃ、これの担うのはここですねというような考え方じゃなくて、これをするためには、ここがこの部分を担って、ここがこの部分を担って、ここがこの部分を担ってみたいなことをできるマネジャーが僕はいてほしいと思っているんですよ。特に生涯学習課、管轄が広いんで、その辺りのプロマネのような考え方でハンドリングしてもらおうと、それぞ

れの個々の活動が素晴らしいだけに、全ての地区公民館に特色があったり、あらゆる団体が素晴らしいだけに、そのポテンシャルを120パーセント引き出すことができるんじゃないかと、そういうことができると。そこで、やっぱり何かしらゴールの共有というのが、今はしづらいというか、あんまりできていないのかなというので、例えばこのひのっこ宣言のようなものを1つ掲げて、これの、この部分はここが担おう、学校が担おう、これのこの部分は公民館が担おう、この部分はどこどこが担おうみたいなもののきっかけにしてもらえたら、より面白いんじゃないかなと思っています。

もうちょっとお話しさせていただきたいんですが、教育振興基本計画でゴールの共有できているじゃないかという考え方も一理にはあると思うんですけども、やっぱりこれは抽象的過ぎると思っているんですよ、ゴールの共有にしては。これだけの組織が共有するものとしては抽象的過ぎる。これを、要するにどうやってかなえるのかというものとかが全然共有されていないと思っています。それぞれの立場でそれぞれが活躍して下さいみたいな、うん、分かりますみたいな感じで。なので、でもそれを具体的にいけばいくほど独自性とか自由度がなくなるんじゃないかというふうな考え方になると思うので、だから、それをちょうどいいところのゴールの共有をする立場の人が必要だと思っているんですよ。というか、そういう考える会議とか、その役割が必要じゃないかなと。それをもう考えなくてもいい、取りあえずやっていけばいいという意味でも、ひのっこ宣言を1つのゴールにすると、せっかく決めたんやから、ちょうどいいゴールに多分なると違うかなと思っています。

そこで、このひのっこ宣言を、例えば活用してみるというのはどうかというのをちょっと質問したいんですが、例えば、このひのっこ宣言というものを共通のテーマに掲げて、日野町中でひのっこチャレンジ対象事業みたいな、これ、僕が名前を勝手に適当につけています。というものを各所で行うと。このひのっこチャレンジ対象事業スタンプラリーみたいなものを行うとすれば、教育の共通指針が分かりやすく、ひのっこ宣言が共通指針になっているんで、そこに対して。かつ、やっている事業が連携しやすいのではないかな。例えばですけども、ひのっこチャレンジ対象事業を各所が行う、ひのっこチャレンジの宿題みたいなものが学校からも出される。チャレンジノートがひのっこチャレンジに対応している、こういったことの活動の振り返りをキャリアパスポート、学校の振り返りに活用される。また、このひのっこチャレンジ対象事業の実施主体を提案型で民間からも募集する、このような形で官民学が連携したものがひのっこチャレンジを活用すれば、例えば行えるんじゃないかなと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（安田寛次君） 社会教育のマネジメント全般についてご意見いただいて、大

変勉強になったなという気持ちでいっぱいでございます。ちょうど今、第4期の日野町教育振興基本計画を策定している段階でございます、パブリックコメントをさせてもらっていますので、ぜひともまたホームページからご意見をお寄せいただきたいなというふうなことでお願い申し上げたいと思います。

この中にも、とりわけ、課長との先ほどのやり取りの中でも、社会教育というふうな部分に関わっての話があったんじゃないかなというふうなことを思っています。野矢議員のほうから、最後、ひのっこ宣言をどういうふうにまちづくりに生かしていくのかというふうな点でのご提案であったんじゃないかなというふうに思うんですが、生涯学習という範疇と社会教育という範疇とをうまくやっぱり整理しながら物事を取り組んでいく必要があるかなというふうなことを私は常日頃思っています。そういう意味で、とりわけ社会教育の推進を図っていくということが、今、現代的な課題からすると極めて重要なことというふうに私は感じています。町村合併の70周年を迎えますが、昭和30年の8月10日に日野町の広報が出ています。初代の教育長、松島教育長が中央公民館の意義というふうなことについて言及されている記事があったんですけども、その中には、公民館の果たす役割は極めて重要だと。それを全町的に推進していく、共有化していくというふうな意味で、中央公民館の果たす役割は非常に大きい。その建設を待ちたいというようなことがあったんですが、建設については費用もかかるということで、箱物なしの中央公民館機能をしていこうというふうなことで、今のまちづくりがあるんじゃないかなというふうに私は理解しているんですけども、そういう意味で、中央公民館、つまり中央公民館はないので、生涯学習課が果たしていく、それぞれの7つ特色を生かしていくというふうに言いましたけれども、その特色、それぞれ特色はあるかというふうに思うんですけども、それをどう生かしていくのかというふうなことが重要なことというふうに思うのが1つ。

ただ、公民館によっては、先ほどもありましたとおり、いろいろとやっぱり温度差があるというふうなことは、私、正直あるような気がしています。そういう意味で、外部の目線からいろいろと評価を盛り込んで、必要最低限取り組んでほしい内容については、遠慮なくこちらのほうからもお願いしていくというふうなことも必要になってくるかなというふうなことを思っています。その1つが、生涯学習の場ではあるんですけども、併せて社会教育の場であるというふうなことを思うんです。そういう意味で、現代的な課題を学習意欲のある人だけがそこで学ぶというふうなことでは駄目やというふうに思うんです。現代的な課題で、昨日からの一般質問の中でもありましたし、質疑のほうでもありましたけれども、例えば防災の問題、自治会の問題、環境の問題、この後、一般質問ありますけれども、文化財の保存活用の問題、そういった現代的な課題をいかに公民館を中心にして学んでいくのかと

いうふうなことも非常に重要な社会教育の課題であるというふうに受け止めています。そういったことも含めて物差しになるものをつくって、やっぱり全町的に伸ばしていきたいところについては伸ばしていくというようなことも必要かなというふうなことを思っています。そういう意味もあって、ひのっこ宣言に込められた理念というのは社会教育の理念ではないかなというように思いますので、そこに込められた思いは社会教育の推進、生涯学習の振興に生かしていきたいなというふうな思いでいっぱいでございます。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 1つの物差しというか、1つのツールを使いながらそういうことをできるといいですね。

やりたい人だけが、学びたい人だけが学ぶじゃなくて、みんなが本当にいろいろな学びをしていくのを仕掛けていくというようなことは、ぜひこれから期待するところです。

最後に町長に、急に聞きますが、お聞きしたいんですけど、町長もこのひのっこ宣言を、確か町長が言い出しっぺだったかなと思います。今、早く大人になりたいと子どもたちに思ってもらえるようなまちづくりというか、考え方ってすごくしていきたいなと思っていて、大人たちが面白くなさそうだったら子どものままのほうがいいので、できるだけ大人も楽しそうにしていきたいなと思うところなんですけど、そういうようなことも踏まえて、今、日野町では、この間も言いましたけども、1つは今、人材を発掘するという考え方と人材を育成するという考え方があるかなと僕は思っていて、どっちかというと、発掘するほうは結構力を入れたいし、これからも、文化財のこととかも特にそうだと思うんですけど、やっぱり興味を持ってもらって、そっちの人を集めていったら活動が活発になる、これは当然なので、日野町が何か、何とかサポーターとか何とかPRみたいな人を募集したりするのって、これは発掘なんですよ、そもそも興味持っている人を集めていくので。でも、教育という広い目で見ると、単純な発掘だけじゃなくて、その人の幸せであったり、やりたいことを伸ばしていくという部分が必要なので、それが主体性かなというところで考えています。そういう意味で、このひのっこ宣言というものにそういうような、ちょっと広い育成といいますか、本当の人として、明るく楽しく過ごせる人をいっぱいつくっていくというものに期待していますが、町長はいかがですか。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） ひのっこ宣言にまつわる興味深い重要なご質問ありがとうございます。

最後に、人材発掘と人材育成で、発掘も大事やけれども育成も大事で、ひのっこ宣言をうまく活用と、おっしゃるとおりだと思いますし、教育長が先ほど述べたよ

うに、様々な形でこれを1つの目印として使っていきたいなと思っております。

今、人材発掘と人材育成のところで思いついたのが、例としてふさわしいか分からないですけども、野球の巨人と阪神の違いなのかなと思ってしまいました。両方大事かなと。分かる人に分かるかなと思います。しっかり中長期目線で人材を育てていく、そして1軍に上げていくみたいなの、そんなことも本当に大事かなと思います。ちなみに私は巨人ファンでございますけれども、しっかり育てていくということを、このひのっこ宣言を活用してやっていきたいなと改めて思ったところでございます。本当にありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 野矢貴之君。

7番（野矢貴之君） 私も巨人が好きで理解できました。

本当、先ほど来言っていますように、危機感をすごく持っています。ほかのところもこんなもんやしというようなことではなくて、やっぱり何か教育的成果が落ちているみたいなふうに見られるのがすごく何か嫌な感じなんですよね。でも、世の中がこうなってしまうているじゃんみたいな、何かスマホばかり、いろんな影響があって、何かその辺りにやっぱりあらがいたいと思いますし、何とかしたい。それを、思いのある人たちがそれをやっていかないと絶対できないことだと思うので、どこかがやるのを待って真似しているだけでは何か、この曲がり角で結構痛い目に遭うような気がしていて、しっかりと皆さんで、この教育のところに力を入れていけたらなと思ひまして質問しました。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） ここで、本日の会議時間を議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

次に、11番、後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） まずはじめに、先ほど、在庁者の皆さんと一緒に黙禱をささげさせていただきましたが、本日3月11日2時46分に発災いたしました東日本大震災の犠牲になられた多くの皆様の御霊に心より哀悼の意を表したいと思ひます。また、被害に遭われた多くの方々、そして現在もおうちに帰れない方々、そしてPTSDなどで心身的にも非常に辛い思いをしていらっしゃる方、そういった方々に寄り添い、これからもしっかり皆さんとともに前に歩んでいける日本であり続けられるように尽力していきたいと思ひます。心からお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。私は今回、分割方式にて、大きく2つの質問を取り上げさせていただきたいと思ひます。

まず1つ目ですけども、日野町文化財保存活用地域計画の今後の取組についてお尋ねいたします。

令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とする日野町文化財保存活用地域計画が、昨年末ですけども、令和6年12月20日に文化庁長官の認定を受け

ることができました。今後は、本地域計画に基づき、町内文化財の保存と活用を進めていくことになります。令和4年度から令和6年度までの2年間にわたり、本計画の策定に尽力してこられた日野町文化財保存活用地域計画策定協議会をはじめ、関係者の皆さんには心からの敬意と感謝を表させていただきます。

私はこれまで、令和2年12月議会、令和3年12月議会、令和5年3月議会、令和5年9月議会、令和5年12月議会、令和6年9月議会の各一般質問において、文化財の保護、継承、また本地域計画や文化財の保存活用に利用できる基金の創設などについて質問してまいりましたが、こうして本地域計画が無事に認定されたことから、今後の10年間にわたる取組についてお尋ねをいたします。

まず1つ目ですけれども、本地域計画が認定されたことにより、新たに日野町文化財保存活用地域計画推進協議会が発足いたしますが、その構成人員と活動内容について伺います。

2つ目に、本地域計画の推進により、日野町における文化財の位置づけやその取扱い、活用などは今までとどのように変化をするのか。また、終了年度である令和16年度までの大まかなタイムラインと最終年度の目標到達点、これを示していただきたいと思います。

3つ目ですが、町民の意識や行動にとって、本地域計画はどのように関わっていくのか。去る2月24日に開催されました日野町文化財保存活用地域計画完成記念フォーラム、「文化財×X（エックス）歴史まちづくりの可能性」のグループディスカッションでは、多くの町民さんからすばらしい発表がございましたが、その多くは本地域計画の有無にかかわらず取り組めることでございました。本地域計画が認定されてこそ可能となる取組についてはどのようなものがあるか教えていただきたいと思います。

以上、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 11番、後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長。

教育長（安田寛次君） 日野町文化財保存活用地域計画の今後の取組についてご質問を頂きました。

1点目の日野町文化財保存活用地域計画推進協議会につきましては、計画の推進体制の中で記載しており、令和7年6月頃の設置を予定しています。協議会は、行政、地域住民、専門家等、日野町の文化財に携わる多様な主体10名程度で構成し、取組内容の協議や効果の検証を行っていただきます。

次の文化財の位置づけや活用の変化については、従来の指定等文化財を中心とした保護・保存の取組に加えて、計画策定後は未指定文化財や地域遺産等の暮らしに根差した文化財を含んだ保存・活用の取組を進めてまいります。

計画期間は令和7年から10年間で、前期3年、中期3年、後期4年の3つに区分し、期間中に74の措置を予定しております。前期においては、文化財の調査事業、デジタルアーカイブなどの情報発信事業、文化財を支える人材の育成事業等、文化財の保存・活用の基盤づくりに取り組む予定です。計画の最終目標は、計画の将来像に「日野を日野たらしめている歴史文化をともに守り伝え、活かし、未来へつなぐまち“ふるさと日野”」とありますように、地域住民、行政、専門家が共に力を合わせて、教育、観光、福祉、地域づくりなど、多様な観点から文化財を保存・活用したまちづくりの取組を行い、ふるさと日野を持続発展させることにあります。

次の地域計画認定によってもたらされる効果については以下の3点があります。

1つ目は、事業内容が見える化したことにより、文化財の保存・活用に関する取組を計画的かつ継続的に推進できるようになることです。

2つ目は、国庫補助金の優先採択や補助率加算によって財源が確保できるようになり、取り組める事業の幅が広がることです。

3つ目は、町民のシビックプライドの醸成です。日野の“たから”を生かした多世代間交流事業やふるさと学習等の事業にできるだけ多くの町民に関わっていただくことで人と人との交流が生まれ、町民のシビックプライドが高まることが期待されます。

これらの取組を通じて人づくり、まちづくりが進むことが、本計画の最大の効果であると考えています。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 先日の議会の開会日に、新たに認定を受けた日野町文化財保存活用地域計画の詳細版と概要版を頂きました。先ほどのご答弁で、この文化財保存活用地域計画推進協議会は、行政、地域住民、専門家、日野町の文化財に携わる多様な主体10名程度で構成し、今年の6月頃に設置される予定とのことですが、今年、この中で、地域住民というのはどのように選ばれるのでしょうか。公募されるのでしょうか。この辺、お尋ねします。

また、提案、発見、発掘された文化財や民俗文化の調査や検証はどのように行うのでしょうか。

また、その保存や継承について、同地域計画はどのような役割を果たすのか。

また、本計画において、活用という文言が入っておりますけれども、一口に活用といいましても、文化財への関心を高めることにより、町や地元地区への帰属意識や誇り、これは先ほど教育長の答弁にもございましたシビックプライド、これについては、フォーラムの中でも町長がしっかりと伝えて下さっておりましたけれども、こうした帰属意識や誇り、また郷土愛を醸成することへの活用、また、文化財を観光資源として捉え、自主財源確保に利用することなど、様々な捉え方があるという

ふうに思っております。どのような内容を指しているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

2つ目に、本地域計画は10年間を区切りとするというふうに今ご答弁いただきました。前期3年、中期3年、後期4年の、この3つのステージに区分して、期間中に74の措置を行うと、設置するというご答弁でしたけれども、この計画を満了したとき、10年後、この次の10年に向けて、新たな地域計画を策定されるのでしょうか。また、この先の10年間でもしも十分な成果が得られなかった項目などがあった場合、計画の期間満了後はどのように対応されるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

3つ目ですけれども、この地域計画認定によってもたらされる効果を今教育長に3点挙げていただきましたけれども、町民に本地域計画の趣旨を理解していただき、文化財の保存・活用、新たな文化財への提案などの協力を仰ごうと思いますと、各地区などで説明会やイベントなどを定期的に行う必要があると思います。策定段階で各公民館などへワークショップをやっていただきました。日野の“たから”発見というやつですね。あれ、私も家内と参加させていただいて、非常に楽しかったです。来ていらっしゃった方も非常に楽しくて、またやってほしいな、今度いつあるのかとよく聞かれます。ですけれども、また聞いておくわということしか今のところお答えしておりませんけれども、単に策定するためだけのジェスチャーで終わってしまわないように、こういった取組を肯定的に捉えて、楽しんでいらっしゃる方がいらっしゃるということが一番私は大事なことはないかなと思うんです。ですから、ぜひこういったものを続けていただきたいと思うんですけど、そのような計画は立案していただいているのでしょうか。

また、昨年の9月議会の一般質問で提案させていただきました、未認定文化財の保存活用にも使用できるような基金の創設に向けては、何かその後、進捗は見られたでしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課主席参事。

生涯学習課主席参事（岡井健司君） ただいま後藤議員より、文化財保存活用地域計画の今後の取組につきまして、再質問を大きく3つ頂戴いたしました。

まず、1つ目の中で、推進協議会の町民代表につきましてですが、まずここで地域住民というふうなことで想定させていただいておりますのが、まちづくりに関わっていただいている方、それから学校、公民館、農業、商工、観光、文化財所有者、文化財の関連団体の皆さん、こういった多様な皆さんが、この文化財、日野の“たから”を生かした取組、現在進めていただいていると思います。こういったできるだけ多くの分野の方に関わっていただき、10人程度の委員を構成いただきたいというふうに考えております。

選定方法につきましては現在検討させていただいているところですので、ちょっと公募というのを含めて、今後検討してまいりたいと思います。

それから、この調査・活用の考え方のうち、まず調査につきましてですが、この計画策定の中で、文化財というもののリストを作成いたしました。町民さんの声、それからこれまでに実施した調査の結果を踏まえて作成したリスト、3,510の文化財があるということが分かりました。日野町役場のホームページにもこのリストを掲載させていただいておりますが、この調査、それから研究につきましては、まだ端緒に就いたところでございます。行政だけの力では到底進められる量ではございませんので、ぜひ町民の皆さんとともにこの調査を進めてまいりたいと思っています。

ただ、この文化財の取扱いについては、少し専門的な知識とか技術を必要とする場面も多うございますので、そういった技術を学んでいただく養成講座を今後準備しているところでございます。

また、学術的な検証という意味では、日野町の文化財保護審議会の指導いただいている先生方を増員して、調査・検証体制を強化していく予定をしております。

こういった取組に対しまして、この地域計画がどのような役割を果たすのかということにつきましては、先ほどの教育長答弁、3問目のところでお答えさせていただいたところでございますが、今、もう既に取り組んでいただいている町民の皆様のお気持ちをこの行政計画という形でしっかりと見える化させていただいた。そこで、より具体的な取組に近づくきっかけとなるのではないかなというふうに考えております。

それから、活用でございますが、議員ご指摘のとおり、1つは、この日野プライド、シビックプライドを醸成する役割、もう1つ、観光活用も1つ、大きい効果として考えております。いわゆる見せ物ではございませんが、日野を訪れて下さる方と町民が交流して、そこで文化財を再発見する、日野のよさを知っていただく、またにぎわいが生まれる、そのような循環が文化財の観光活用ということではないかな。先般、この土日に行われましたジャパンコーヒーフェスティバル、日野での取組がまさにその好事例ではないかなというふうに感じてございます。

大きく2番目の計画期間満了後の点でございますが、本計画、10年の計画でございますが、6年目に中間見直しというような作業を予定しております。ちょうどこの第7次の日野町総合計画が策定されるタイミングではないかなと思いますので、その整合を図りながら、6年間の成果と課題を検討し、残り4年の事業の見直しを実施する予定をしております。10年目には最終の評価を実施いたしまして、同じく全期間を通じた成果と課題を検討する中で、十分に発揮できなかったものについては、そのときの情勢変化を踏まえて次期の計画策定に反映させていくということ

記載させていただいております。

最後、3点目でございます。このフォーラムにもご参加いただき、大発掘ワークショップにもご参加いただき、大変ありがとうございます。楽しかったと言っているのが大変担当としては光栄なことでございます。今、直ちにこういった説明会の予定はございませんが、そういったご要望がございましたら、出前、あるいは説明会を開催するなど、対応をさせていただきたいと思っております。また、秋には、この文化財の保存・活用に関わっていただく団体さんの交流の場として、日野の“たから”保存・活用ネットワーク事業という交流イベントを計画しておりますので、そういった場で、また皆さんで日野のよさを発見、交流できるような機会が持てればと思っております。

最後に、9月議会でもご質問を頂戴しました基金につきましては、まだ他市町の事例等を研究している段階でございます。具体的な進捗がないということで、今後引き続き、情報収集、研究に努めてまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 1つ目の質問についてのご答弁の中で、町民の方にももっと参加させていただいて、文化財の調査であるとか文化財についての研究をしていきたいということで、これすばらしいことだと私も思っておりますし、養成講座を検討していращやるということで、これはすばらしいなと思います。ぜひ広く告知していただき、1人でも多くの方がこういったことに興味を持っていただければなというふうに思います。

ただ、訪問者、今回、日野ひなまつり紀行がございまして、私もこの期間中に4回、町を歩かせていただきましたけれども、町外からの方にも結構出会いまして、いろいろ聞かれました、やっぱり。「このおひなさんはいつ頃からのや」と。たまたま聞かれたところのが最近のおひなさんできれいなやつだったんで、お答えにちょっと苦慮した部分もございましたけれども、綿向神社に行ってみたら明治時代のおひな様も見られますしと、いろいろご案内はさせていただきましたけれども、ひなまつり紀行でおひな様を紹介することはできますけれども、訪問者と一緒になってこの文化財をちょっと広めていくという、具体的にどういうふうな訪問者、この人が訪問者かどうかって分からないですね。どういうふうにお考えいただいているのか、その辺ももしご計画があれば教えていただきたいなと思います。

私、非常に思いますのは、前回のワークショップのときに来られた方々の面々を見ておりますと、文化財のフォーラムであるとか文化財関係のイベントがあるときに毎回来られる方も確かに来ておられたんですけれども、ふだんそういうフォーラムやイベントで全く顔を合わせない方々、こういう方々が子どもさんを連れて大勢来ていращやったんですね。本当は、その方々のそういう思いをこれからずっと

醸成していつて続けていつてもらうこと、持ち続けていただくことが一番大事なんじゃないかなと思います。すごく失礼な言い方をすると、今でも文化財のイベントなんかにいつも顔を出して下さっているいつものメンバーは、言い方は悪いけど、放っておいても、多分この先も文化財に対して興味を持ち続けていらっしゃると思います。だけど、裾野を広げていく、この先につなげていこうと思うと、今までこういった生活に直結しない文化財というものに対してせっかく興味を持っていた方がいらっしゃるわけですから、これをどうつなげていくか、どうそこから広げていくか。ふだんのご飯を食べている夕食の中の話題に文化財がぼっと上がってきたりするような状況にどうやって持っていくかということが私は大事なんじゃないかなと思うんですね。

この辺について、町民の方々も巻き込んでということですが、その辺、何かアイデアとか計画をお持ちならちょっと教えていただきたいなと思いますのと、文化財の調査・検証に関連してですけど、この計画、読ませていただきましたけれども、日野町の歴史文化の特性Ⅳのところ、ここのところに「いのりの歴史文化～仏の祈り、神の祈り～」とありますけれども、これは私、すばらしいなと一番思うところでして、前の3つは大抵どこの地域計画を見ても似たようなことが書いてあるんですけども、これが上がっているところ、そんなになんないですね。これ、すばらしいなと私、思います。地域で暮らす人々も、今までの過去の方々も含めて、生活の根底にある、こういった祈りの部分ですね。理屈とか政情を抜きにして、にもかかわらず継承されてきた大切なものと私は思うんですね。ですから、宗教というものとして見ちゃうとまた別の見方になっちゃうかもしれませんが、祈りというものは、生活とか文化と一体としてこれまでずっとつながってきたもんだと私は思っております。ですが、今、宗教と政治というのは、この政教分離の精神で明確に線が引いてあるわけなんですね。ですけど、文化財としてやっぱり残していかないといけない物理的な文化財もありますけれども、習慣といいますか、生活様式に根差した祈りの部分もあると思うんですね。これ、どこに線を引かれるのでしょうか。この辺もちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

2つ目については大体分かりました。

3つ目について、もう一度お尋ねしたいのは、大体この内容もご答弁で分かったんですけども、2年前の文化フォーラムでエコミュージアムというのをテーマにして講演していただいたわけなんですけれども、地域の人々を巻き込んで、この文化財に対する熱といいますか、こういったものを盛り上げていこうと思うと、エコミュージアム構想、町民誰もが学芸員という合い言葉で、あれ、すごく私は大事なことじゃないかなと。別に建物とか箱物がなくても、エコミュージアム構想という構想自体が具体的にできると、もっともっと私たちが生活の中で文化財を感じ

られるような、そういう暮らしができるんじゃないかなと思うんですけども、あれからあんまりエコミュージアム構想のことを耳にしなくなっちゃったんですね。あの後、エコミュージアム構想、どうなったんでしょうか。この辺もちょっとお尋ねしたいなと思います。

以上、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課主席参事。

生涯学習課主席参事（岡井健司君） 4点ほど再々質問を頂戴いたしました。

まず、訪問者、日野を訪れて下さる方との文化財交流というところですが、確かに、ぱっと見て、この人、町外やなとか分かるわけではないんですが、ああいうイベントのときは、比較的、他の地域からいらした方と迎える側と識別がしやすいかなと思うんですが、現在想定しておりますのは、例えば、日野祭とかの引き手が今、ちょっと足りないような状況がございます。曳山の所有町以外の日野町内の皆さん、あるいは町外の皆さんの中からも、この文化財の交流という活動を通じて、その担い手になっていただける。それで、繰り返し、この日野を好きになって下さる方にお支えいただく、そのような文化財の交流から担い手の確保というふうなものにつながる、そういった施策が実現できればというふうに考えております。

それから2点目、フォーラムも来ていただいたような、ふだんあまり文化財に関心のない方をいかに巻き込むかということですが、まさにこれが課題であり、目標だというふうに認識をしております。今考えておりますキーワードは、日野町外の方以外で考えますと、やはり1つは学校、それから公民館、この2つを拠点にいたしまして、多世代の交流あるいは子どもさんを通じた子育て世代の関心を引く、そういった取組が必要ではないかなと思いますが、じゃ、具体的に何をするかというところまでは計画にはまだ書き込めておりませんので、これは町民の皆さんのお知恵もお借りしながら、これから具体化してまいりたいと存じます。

この歴史文化の特性4番目の祈りの文化について、非常に大事だということで、ご意見頂戴いたしました。この、一番我々の暮らしに身近な文化財が、こういった祈りに関する文化、文化財でございます。政教分離ということを言い出しますと、なかなかこれを文化財というふうに言いにくい状況が一方であることは承知してございますが、我々の文化財、宗教とはどうしても切っても切れない縁があるのも一方で事実でございます。これまでの文化財行政は指定文化財の保存・保護措置ということで、それをいかに修理したり守っていくか、そこに公費を投入するか否かというところが争点となりましたので、特にこの政教分離が厳しく言われましたが、特定の宗教や団体に公金を支出するものでなければ、やはり大切な文化財として守り伝えていく、そういう対象には可能であるというふうに考えております。

最後、4点目のエコミュージアムということが、この計画の策定当時、町民の皆

さんや、ご指導いただいている先生からも盛んに叫ばれたことは記憶してございます。箱に収めずとも、この町そのものが博物館であるというのがエコミュージアムの考え方で、これは、今も引き続き大切な考え方ではないかなと思います。先のフォーラムでも、箱を持たない資料館をつくろうという構想があるグループからご提案を頂きました。こちらについても、文化懇談会さんも今、この公民館と共同で、それぞれの地区の宝を皆さんに見ていただく、そういった取組ができないかというふうに、引き続きお考えをお持ちいただいているようですので、この計画を進めていく中で検討してまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） もう質問はいたしませんけれども、今でこそ、文化財であるとか文化であるとかいうふうな呼び方をしますけれども、今、私たちが文化財とか文化とか言っているものは、昔の方々にとってみたら、これは本当に暮らしの一部でして、文化財だから残していこうとか、そういう感覚じゃなくて、暮らしの中で、もう本当に生活の一部、大切なものであるからという形で受け継がれてきたものばかりだというふうに思うんですね。なかなかやっぱり生活様式が変わってきたりしたもので、そういったものが暮らしの中で守られていくというのは、意識をしていかないと難しい時代になってきました。そういう意味で、町民さん一人ひとりがやっぱり意識を持って、それこそ、町長もおっしゃる日野町民としてのプライド、シビックプライド、そしてまた、こういったものを大切に思う心を小さい頃からずっと醸成していくと、大人になって一旦外に出た人も、やっぱり日野に帰っていきたくなるような、そういう心も作り上げていけるんじゃないかなというふうに思うんですね。

私たちの暮らし、そして人としての在り方の根底にあるのがこの文化というものじゃないか、あるいは文化財じゃないかなというふうに思います。ぜひ、これから先も、町民一人ひとりがご自分の意識の中に文化財というものをいつも頭のどっかの片隅に置いておけるような、そういう文化財行政を進めていっていただきたいなというふうに思います。

それと、文化財保存活用地域計画という名前の活用という部分について、今、参事からもお話しいただきましたけれども、確かに文化財の活用という意味の1つには、これを観光資源としてというものも含まれていないわけではないと思うんですけども、私は自分の気持ちとしては、あんまりそっちのほうに特化してしまって、これが、観光行政が外貨獲得の1つの手段として文化財を見ていくようになってしまうとちょっと悲しいもん、寂しいもんがございますし、また、客寄せパンダ的に文化財が見られるようになったら、いくら貴重な文化財であっても、何か違うような気がいたします。ぜひ、そこら辺のバランスも考えていただきながら文化財行

政を進めていただけるようにお願いします。

そして、文化財の基金につきましても、ぜひ、認定されていない文化財に対しても使いやすい基金を創設していただけるように改めてお願いしまして、1つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2問目に移らせていただきます。

2問目は、県道西明寺安部居線改良工事第二工区の進捗についてお尋ねいたします。

東西桜谷地区の住民にとって30年来の悲願であった県道西明寺安部居線の改良工事も、地元住民の皆さんや地権者さん、滋賀県東近江土木事務所、町建設計画課、県道西明寺安部居線改良促進期成同盟会の皆さんのご尽力により、昨年末にて周辺整備も含めた第一工区の改良工事が全て完了いたしまして、現在は中之郷交差点から賀川神社前までの区間が既に供用開始されております。また、今定例会には旧県道のこの同区間、佐久良の部分が町道に移管される旨の議案も提出されております。地元住民の皆さんからは、「道幅が広くなり、見通しもよくなったので、自動車が走りやすくなった」とか、「以前は離合もできないような道にもかかわらず、歩道がなくて怖かったけれども、今では安心して歩けるようになった」などの声も聞かせていただいております。

ですが、同時に、第二工区である賀川神社前から国道307号に至る改良工事の進捗が聞こえてこないことに対する不安の声も上がっております。本県道は、国道307号および西桜谷バイパスと接続し、東部広域農道を経由して町道西大路鎌掛線、土山へと至る日野町北東部の大動脈です。それだけに、全線開通を期待する地元住民の思いは切実です。そこで、同県道第二工区改良工事、バイパス化ですけれども、これについての現状と、今後の計画についてお尋ねしたいと思います。

まず1つ目ですけれども、第二工区については、前後しますけど、添付資料の2枚目、その2を見ていただきたいんですけれども、真ん中に山があります。これ、丸山と呼ばれている山ですけれども、この丸山からちょっと南のほう、下のほうですけれども、真ん中ずっと黄色の濃いオレンジ色のような線が走っております。この法線を第一工区整備時に県が提示されたわけですが、これに対し、一部の住民さんから法線の再検討の要望がございました。

具体的に言いますと、ちょうど安部居さんの地先になるわけですが、ここで農業をやっている方を中心に、この真ん中を突っ切られたら、ちょっとあっちの田んぼとこっちの田んぼと行き来するのも大変で危険ですし、獣害柵なんかも大変になってくるということで、もう1回考えてもらえないかという要望がございました。これに対しまして、東近江土木事務所より、住民要望に寄り添う形で、今度は添付資料1枚目になりますけれども、その1に示す新たな法線が示されまし

た。ちょっと丸山のほうに寄った路線になりますね。県が一旦提示した法線を書き換えて下さるなんていうのは、ないわけじゃないけど、非常にまれなケースだと思いますので、これは非常にありがたいなと思うわけですが、この新しく提示された法線については、県本庁からも了承を受けているのでしょうか。また、法線再検討を要望されていた地区の住民さんには近日中に住民説明会を開催する予定となっておりますけれども、区長さんとか道路委員さんには、これについては事前説明にも動いていただいて、大変ご協力いただいているわけですが、現時点にて、新たな法線に対する住民さんの反応などは町に届いているのでしょうか、お尋ねいたします。

2つ目ですけれども、第二工区については、地権者の問題や防獣柵、害獣侵入防止柵のことですけれども、いわゆるワイヤーメッシュの付け替えの要望など、乗り越えなければいけない問題が山積しております。県道西明寺安部居線改良促進期成同盟会では、これらの諸問題に対して、住民要望と県の方針の間を取り持ちながら計画を前進させることに最大の努力を尽くしておりますけれども、県道の整備計画に対し、町としてはどの程度の影響力を行使できるのでしょうか、お尋ねします。

3つ目ですが、第二工区の改良工事について、新たな法線を県や住民さんサイドが了承され、地権者などとの交渉もスムーズに進行した場合、現時点において予想される今後の進捗を大まかに教えていただけますでしょうか、お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（堀江和博君） 県道西明寺安部居線第二工区の進捗についてご質問いただきました。

まず1点目につきましては、県より、現在県でルート最終協議を進めているとの回答がございました。また、地区の道路委員さんからは、山側にルートを変更したことで、地元の意見を取り入れていただき感謝している。今回の計画法線であるのご報告を頂いております。

次の2点目ですが、県の整備計画に対する町の影響力ということですが、町が住民さんや道路委員さんの要望を県に伝えることで、素早い対応や問題の解決が図れると考えております。県道西明寺安部居線の整備においては、町だけではなく、改良促進期成同盟会さんも同様に取組をされており、地域の声を反映した道路整備の体制づくりができていますと考えております。

最後に、今後の進捗につきましては、県より、県道西明寺安部居線は、滋賀県道路アクションプログラム2023における着手時期検討路線となっており、早期工事着手に向けて取り組みたいと回答がございました。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） この県道西明寺安部居線改良促進期成同盟会については、現在

私が会長をさせていただいておりますけど、副会長時代は町長も一緒に副会長を務めていただきましたんで、内容を十分お分かりいただいていると思うんで、話がしやすく助かります。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1つ目についてなんですけれども、地元の道路委員さんからも、山側ルートへの変更に対して、地元意見を取り入れていただいている感謝している。また、今回提示された計画法線で了解したというご報告があったということで、私も県道西明寺安部居線の改良促進期成同盟会役員一同も、大変これはありがたいなというふうに思っております。地元の区長さんや道路委員さんには大変骨を折られたことと、そのご熱意とご尽力にも感謝するところでございます。

現在県ではルートの最終協議を進めているというふうに、今町長からご回答がございましたけれども、その協議を経てルートが確定できるのは大体いつ頃になると予想できるでしょうか。また、この新しい提案による法線で確定をされた場合、当県道は国道307号と諸木大橋北詰交差点で接続をされることになります。もともと県が提示されたものよりも100メートル近く、新しく提示されたものは逆に短くなりますので、多分これで決まっていだけるんじゃないかと私は思っておりますけれども、どちらにしましても、同交差点から約250メートル南に位置する中在寺交差点は変則的な形状の交差点です。よくご存じのように、事故も起こりやすい交差点というふうになっておりまして、今回そのすぐ近くに交通量の多い国道と県道が交差する四差路が造られるということになるわけですけれども、この交通安全対策、どのように講じる予定になっているか、この辺、分かれば教えていただきたいと思います。

2つ目につきましては、町が同盟会と歩調を合わせて住民さんや道路委員さんの要望を県に伝えて下さり、素早い対応や問題解決につながっているということに対しては大変感謝いたしております。そこで1点お聞きしたいんですけれども、これは建設計画課さんじゃなくて農林課サイドかもしれませんけれども、防獣柵の付け替えにつきまして、今後も地元からの要望が予想されます。今度の説明会でも必ずこれは出るというふうに思っております。国庫補助を受けての防獣柵の更新は、前回補助を受けた後、13年経過してからというふうに、確かなっていたと思いますけれども、当該地先、安部居では、前回防獣柵の国庫補助を受けたのはいつ頃だったのでしょうか。今回の路線変更が確定した場合、これまでよりも防獣柵の設置距離が若干長くなると予想されますけれども、国庫補助を受けることに際して問題は生じませんか。この点、お伺いいたします。

3つ目の質問に対しましては、この路線は、県の道路アクションプログラム2023にて着手時期検討路線となっておりまして、県からも早期工事着手に向けて取り組

みたいとの回答があることから、着工自体は心配していないわけなんですけれども、第二工区の改良工事が問題なく進捗して予定どおりに工事が完了した場合、今後予想される総工費は大体いくらぐらいになるのでしょうか。また、そのうち、道路工事そのものについては町の負担割合というのは大体そこから計算できますけど、周辺の整備も含めると、町の負担額はいくらぐらいを予想していらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 後藤議員より再質問を頂きました。

まず、1点目の今回の変更になったルートがいつ確定されるかというところでございます。

時期につきましては、私のほうも事前に県のほうに確認をさせていただいたんですが、時期についてはなかなか回答いただけませんでした。できるだけ早い時期に確定して進めていきたいと回答を頂いているところでございます。

2点目の、新しくできる交差点の安全対策というところでございます。

そちらにつきましては、配付の資料を見ていただきますと、先ほど説明がありましたとおり、新しくできる交差点のすぐ先には丸山という山がありまして、どうしてもその山をよけないといけないという形になります。通常どおりの十字の交差点になるのは大変難しい構造になりますので、こちらの対策につきましては、これから県のほうで現地の測量のほうをされまして詳細設計のほうに入っていけますので、その中で、道路構造令等も許容範囲の中で最大限利用させていただいて検討していきたいというようなことで回答いただいているところでございます。

続きまして、2点目の質問につきましては農林課のほうで回答を頂きたいと思えます。

3点目の事業費というところでございます。

こちらにつきましては、当初の計画で、今回の西明寺安部居線全体の計画というところで、北脇から中之郷までの総事業費というところにつきましては、当初の計画の段階では10億の費用がかかるということで聞いてはおるんですが、近年、物価高騰もありまして、工事費も非常に上がっているところでございまして、第二工区につきましては、第二工区の残りの分だけでの事業費というのはなかなか算出が難しいという状況でございます。

もう1点、この工事が済みまして、周辺の道路整備に伴う町の負担というところでございます。

今回の工事が完了しますと、バイパスで道路が新しくできる形になります。安部居さんの今ある県道がまた町道に移管される形になりますので、その移管に伴って修繕が発生しますと、その分に伴う町の負担が発生する形になるかと思いますが、

修繕の度合いによってそちらも金額が変わってくる形になりますので、正確な金額は、傷みの状況と修繕状況によって発生してくる形になるかと考えております。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（吉村俊哲君） 後藤議員から再質問いただきました農林課の分についてお答えをしたいと思います。

安部居地先におけます前回の獣害防止柵の設置時期でございますが、平成23年度に国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、獣害防止柵を設置されているところでございます。こちらの処分年限でございますが、令和7年11月29日に迎えるということになっております。現時点の交付要綱に照らし合わせますと、再度、獣害防止柵の整備は可能であるというふうに考えております。また、延長距離が延びること等につきましても、現在の国の補助金の交付要領に照らし合わせますと、問題がないのではないかなというふうに考えております。獣害防止柵の設置につきましては、野生鳥獣の生息域や周辺環境の変化を踏まえ、効率的かつ効果的な距離で整備を行っていただく必要があるということは申すまでもないことでございます。

以上でございます。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） この獣害柵の再整備については、もう既に声が届いておりますので、今度の説明会でも必ず出てくる話になるであろうというふうに思っております。今度、新しくルートをバイパス化されますと、安部居さんの方々のおっしゃるところでは、道の両側にこの防獣柵をつけていただきたいというようなことをおっしゃっていただいておりますので、こういったものを実現しようと思うと、かなり総延長も今までよりも長くなるんじゃないかというふうに思います。作業自体は地元依存する部分が出てくるとは思いますけれども、資材費、こちらのほうが、令和7年11月29日をもって、前回更新されてからの期間が満了しますと、以降でしたら資材費が国庫負担ということになりますので、その点は喜んでいただけるんじゃないかなというふうに思っております。

全体を通してどれぐらいかかるかというのは、確かに前回から見ても、ルートが変わるとまた計算もし直しになりますし、大体、資材費はそれこそめちゃくちゃ上がっておりますので、人件費も上がっておりますし、そういった意味ではなかなか計算しづらいんじゃないかと思っておりますけれども、また分かりました時点で、ぜひ同盟会のほうにも教えていただきたいなというふうに思います。

それでは、ちょっと1点だけ、3番目について再々質問したいと思いますけれども、第一工区が計画されました時点でどういう話になったかという、第一工区の着工が始まると、それと同時に第二工区の法線確定とか用地取得であるとか、あるいは測量、こういったことも一緒に、第一工区を工事している間に進めていきたい

というような話をおっしゃっていらっしゃったんで、そのように受け止めていらっしゃる方も非常に多いんですけども、現在のところ、動いていないわけじゃなくて、私たち同盟会も含めて動いているわけですけども、目に見える変化というのがないために、やっぱり第二工区、本当につくにかいなと非常に心配していらっしゃる方が多いんですね。第二工区がなかったら、やっぱり第一工区をやったことの意味もほとんど消えちゃいまして、もう十分に建設課さんとしてはお分かりやと思いますけれども、第二工区があって初めて第1工区のバイパス化したことに意味が持たされて、今日の質問でも、また今日ちょうど東日本大震災の日でもありますけれども、南海トラフ地震が心配されるということは、一般質問のほかの議員さんからも質問で出ておりますけれども、こういった大きな災害があったときに、国道307号のダブルネットワークとして、この西明寺安部居線あるいは東部広域農道、そして西大路鎌掛線、こういったところを通じて土山につながるというのが1つの307号のダブルネットワークになりますので、ますます重要になるわけですけども、これが第二工区がなかったら意味ないやんというふうに思われる方、確かに、その心配も私も分かります。というところで、いつこれ、目に見えた、これがきちんと法線が確定した場合、いつだったらこれ、完成するんでしょうか。大体でいいです。いつ頃完成するのかというの、大体の部分でも分かれば、そして供用がいつ頃開始されるのかということが分かる範囲で教えていただければありがたいと思いますので、その辺。

あとこれ、法線さえ確定したら確実に工事が始まりますよというのがアクションプログラムにも載っていますから、私らは分かるわけですけども、その辺、課長の声でお聞きしていただければ、住民さんもより納得していただけるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（杉本伸一君） 後藤議員より再々質問を頂きました。

再々質問の回答でございます。建設計画課長の思いというところでございます。いつできるんやということでございますが、やはり県事業でございまして、町の課長がなかなか先の計画の回答をするのは大変難しいところでございます。また、第一工区ができたら速やかに第二工区にかかるというようなことも、同盟会さんと町の中でも同意の中で取り組んできたところでございます。なかなかスムーズに第二工区に移行ができなかったというの也有りますが、同盟会さんの協力もあって、やっとここまでこぎ着けられたかなというふうに思いますので、町、同盟会さん一体となって早期実現に向けて取り組んでいきたいと、一緒に一生懸命やっていきたいという私の思いの中で、ちょっと年度はこらえていただきたいんですが、私の思いとしております。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

11番（後藤勇樹君） 答えていただきにくいことは承知の上で質問させていただいたんですけれども、ここでもし何か言いますと、県のほうから、「おまえ、何勝手なことを言うてんねん」というふうに後でおしかりを受けるかもしれませんので、その辺も承知の上で聞かせていただきました。ごめんなさい。いじめたわけじゃございません。

ただ、それだけ地域住民の人たちにとっては期待が大きいですし、やっぱりこれ、30年来の皆さんの悲願ですので、思い入れも強いということを分かっていただけでいいと思います。

日野町の特色としまして、こういった住民さんと町、県、そして期成同盟会というのが一体となって前に進めていく、これはすばらしいことだなというふうに思っております。今現在、どの辺に位置しているのかということも、やっぱりお互いに連絡し合っておりますので、常々分かり合っておりますし、それと併せて、やっぱり見通しもお互いに持ちやすいところもございますので、その辺については、町の建設計画課さんにも東近江土木事務所と並んで、非常に感謝しているところでございます。

ただ、先ほどもちょっと言いましたように、南海トラフ地震もいつ起こるか分からない、今日起こってもおかしくないような状況が続いているわけですので、そういう意味では、交通安全の意味だけじゃなくて、あるいは物流の促進という意味だけじゃなくて、非常に大切な路線にもなっております。特に、これができることによって、国道307号の大型の物流トラックなんかの交通量が少しでも緩和されるようであれば、今問題になっております自転車が絡む事故、こういったものも減ってくるんじゃないかというふうに思っております。

林業センターで行われた名神名阪連絡道路の説明会に行きましたときに、国道307号の当該路線が全国とか県の平均に比べて、自転車の絡む事故が2倍ぐらい事故率が高いというのを聞いて、私びっくりいたしまして、こういったことの低減にもやっぱり寄与するというふうに思っておりますし、必ずこれ、近いうちに着工できると私も信じておりますし、その熱意を持って地元にも当たらせていただこうと思っておりますので、引き続きご協力もよろしくお願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） 以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、明12日、午前9時から予算特別委員会を、13日午前9時から予算特別委員会を、午後2時から総務常任委員会を、14日、午後2時から産業建設常任委員会を、17日、午前9時から厚生常任委員会を、午後2時

から空家対策特別委員会を、18日、午前9時から議会改革特別委員会をそれぞれ開き、委員会の審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

3月24日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

— 散会 17時39分 —